

# 政策資料

No.327 《復刊222号》  
1993年12月1日

巻頭言 田口健二 ..... 1

## 〈特集〉

- 1994年度予算編成に向けた社会党の  
各省庁別重点項目 ..... 2

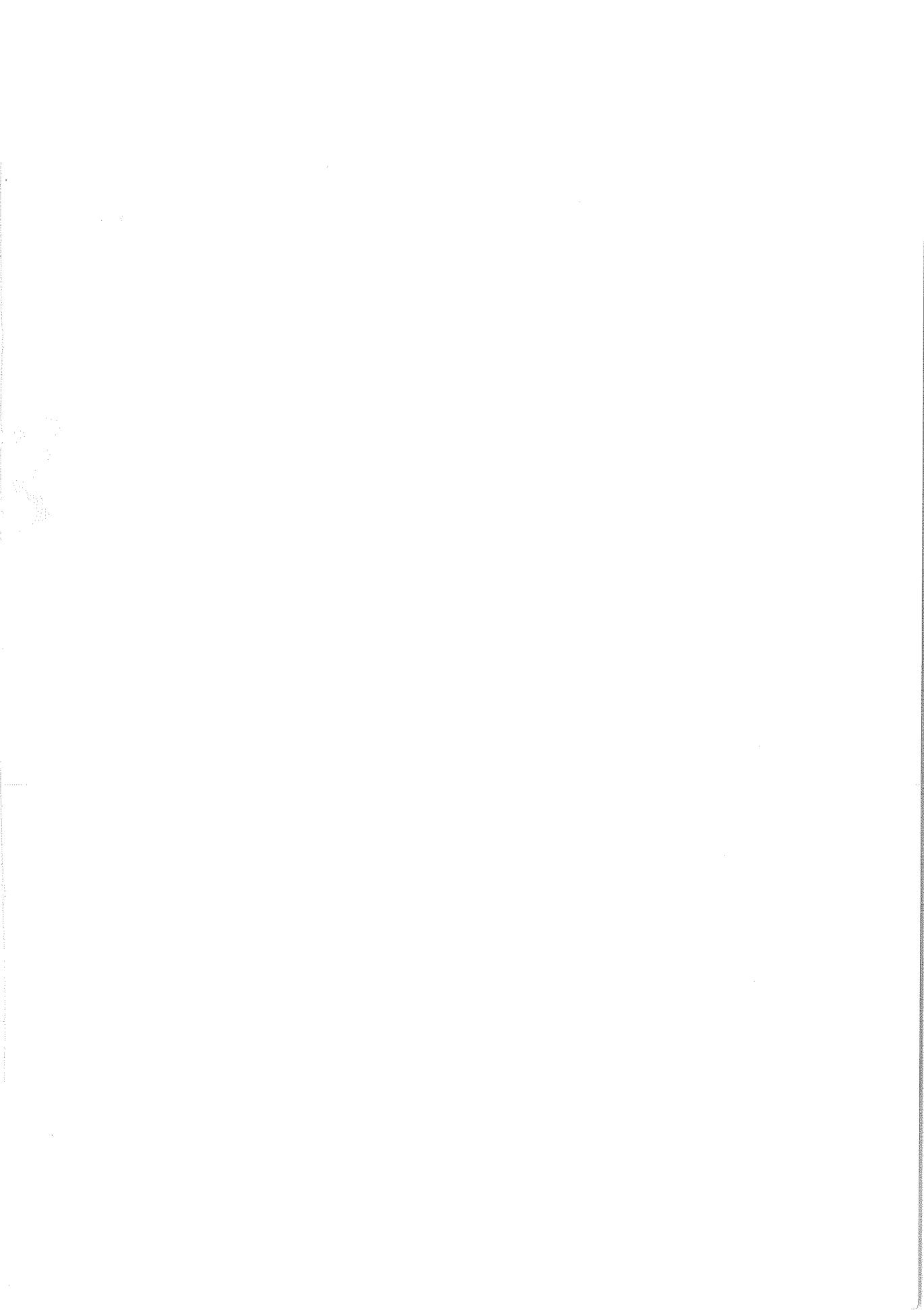
## 〈資料〉

- 家族看護・介護休業法制化問題に関する基本的考え方 ..... 31  
○ 行革審最終答申について（談話） ..... 41  
○ 談話（凶作によるコメの緊急輸入にあたって） ..... 43  
○ 平成5年産甘味資源作物等及び大豆の生産者価格等について（連立与党幹事会・農林水産省） ..... 43  
○ 平成5年産さとうきびの生産者価格等について（連立与党幹事会・農林水産省） ..... 46  
○ 冷害対策等の実施について（連立与党幹事会・農林水産省） ..... 48

- 平成6年度以降の水田営農活性化対策の推進について（連立与党幹事会・農林水産省） ..... 53  
○ ロシア情勢について（談話） ..... 58  
○ エリツィン大統領訪日について（談話） ..... 58  
○ 原子力の日に際しての申し入れ ..... 59  
○ 当面の政局対応と社会党の態度 ..... 60  
○ 租税特別措置の94年度制度改正についての基本方針（連立与党政策幹事会） ..... 62  
○ 地方税における非課税等特別措置の94年度制度改正についての基本方針（連立与党政策幹事会） ..... 62

### 政策の焦点

- I 規制緩和推進の課題 ..... 63



過日、地元島原半島の南に位置する西有家町役場の落成式を行つたときのことでした。戸舎玄関口ビーの正面にこの町の特産品である“そうめん”作りの風景（江戸時代）を描いた大きな絵が掛けてありました。珍しい絵だなと眺めていましたが、後でこの作者のA

Aさんは戦後の引き揚げですが、私は終戦前に長崎に帰ってきましたので、一九四五年八月九日の長崎に原爆が投下された時は、丁度大村海軍航空工廠に学徒動員として出ており、幸いにも直接被爆はありませんでしたが、被爆者を運んだり、看護したり、現地に足を踏みました。

Aさんは戦後の引き揚げですが、私は終戦前に長崎に帰ってきましたので、一九四五年八月九日の長崎に原爆が投下された時は、丁度大村海軍航空工廠に学徒動員として出ており、幸いにも直接被爆はありませんでしたが、被爆者を運んだり、看護したり、現地に足を踏みました。

私は、今、中国残留孤児問題全議會の顧問として微力ですがお手伝いをさせていただいております。一度代々木のセントラーマで激励に行きましたが、孤児の皆さんのはじめに難い大変なご苦労を思うと、辛くてなかなか足が向かない心境です。

肉親の判明者も回を追う毎に低下し今回は四名だけです。

戦後五〇年になろうとしていま

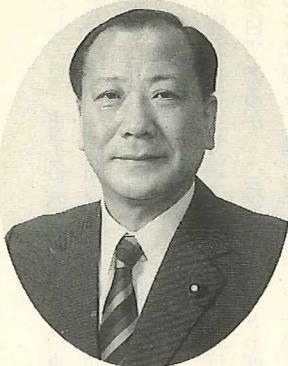
すが、細川新政権のもとで、これ

らの戦後処理問題が一日も早く誠意をもって解決出来るよう道すじ

だけでもつけたいと思っておりま

す。（衆議院議員・たぐちけんじ）

## 言頭巻



# 私と戦後補償

田口 健二  
政策審議会副会長

み入れて被爆地の地獄図の様な慘状を身をもって体験しました。

その体験がその後、私の労働運動の中で、とりわけ、反戦・平和と深いかかわりを持つことに繋がることでした。

私も大連生まれ、少年時代を中國で過ごしたので懐しく思いしばらく大連のことなどを話し合いました。

民営化法案であり、県評議長とし

さんを紹介され、話を聞いてみるとAさんは中国大連で生まれ育ち終戦後郷里であるこの町に引き揚げ、現在は東京で活躍しているとのことでした。

私は、国会に席を置いて七年余りになりますが、最初が国鉄分割

委員会に所属していた関係で、戦後補償問題とかかわり続けてきました。長崎出身ということもあります。長崎出身といふこともあって原爆被爆者援護法の議員立法や軍人恩給欠格者等の救済問題、海外からの引き揚げ者問題、従軍看護婦問題等々ですが、私の生いたこと何か運命的なものを感じざる

過日、地元島原半島の南に位置

Aさんは戦後の引き揚げですが、

て民営化反対の先頭に立つて闘つてきましたが、二ヶ月余りで可決成

立した時は永田町のテンボの速さに啞然としました。その次に消費税法案、続いてPKO法案の可決と短期間に国論を二分する様な大法案にぶつかり、牛歩戦術にも参加しました。

今、一番心が痛むのは中国残留孤児の問題です。小学校の頃、近くの大連埠頭によく遊びに行つたのですが、日本から船がつく度に、当時、国策として進められた満蒙開拓団で渡満した人達の姿をよく見かけたものです。

先日も第二十四次肉親探しの訪

問が来日しましたが、きっとあの時の開拓団の子供さん達であろうと思うと胸のふさぐ思いです。

私は、今、中国残留孤児問題全議會の顧問として微力ですがお手伝いをさせていただいております。一度代々木のセントラーマで激励に行きましたが、孤児の皆さんのはじめに難い大変なご苦労を思うと、辛くてなかなか足が向かない心境です。

肉親の判明者も回を追う毎に低

下し今回は四名だけです。

戦後五〇年になろうとしていま

すが、細川新政権のもとで、これ

らの戦後処理問題が一日も早く誠意をもって解決出来るよう道すじ

だけでもつけたいと思っておりま

す。（衆議院議員・たぐちけんじ）

# 特集

## 一九九四年度予算編成に向けた 社会党の各省庁別重点項目

一九九三・一月

連立与党は現在、九四年度政府予算編成にむけて重点項目の取りまとめ作業を進めている。

方法としては、まず各会派が省庁毎に重

点項目をかけ、与党間の調整、政府との意見調整などを経て一二月上旬を目途に予

算編成大綱を作成する運びとなっている。

以下の資料は社会党護憲民主連合の省庁別重点項目であるが、これはあくまでも連

立与党の予算編成大綱に至るまでの作業途

上の資料であることに留意いただきたい。

重点項目はシーリング外の新規事業とシ

ーリング内で重視、充実、見直しまたは削除すべき事業との二つに大別されている。とくに各会派が力を注いだのは新規事業の

項目である。金目はさほど必要とはしないが細川内閣とそれを支える連立与党をアピールできるアイデアを出し合ったものである。

社会党として来年度予算編成に当たって重視したい視点は

①生活者・消費者生活の重視②景気回復③公共投資の配分比率を生活優先型に改める④例外・災害対策⑤平和の配当⑥高齢化社会対策、

などである。景気の落ち込みによる税収不足を背景にして緊縮予算が想定される中でわれわれとしては以上の諸点にそつた予算の重点配分を表現したい。

厚生省	3
文部省	4
労働省	5
農林水産省	6
通商産業省	7
公正取引委員会	9
建設省	12
経済企画庁	13
国土庁	15
北海道開発庁	17
沖縄開発庁	18
運輸省	19
郵政省	20
環境庁	21
科学技術庁	22
法務省	23
最高裁	24
外務省	25
総務省	26
防衛省	27
大蔵省	28
警察庁	29
自治省	30

## 書 論 文

## 厚 生 省

重 点 項 目	概算要求から の増減額
【新規事業】（2項目以内） 1、被爆者援護法制定とそれに伴う財源措置。  2、ゴールドプランの閣議決定。 (*現在は三大臣合意事業。95年度見直し予定を控え閣議決定の事業とし、高齢化社会重視の細川内閣の姿勢をアピールする)	
【重視、充実、見直しまたは削除すべき事業】（10項目以内） 1、生活環境に関わる社会資本整備の充実を図る。特に、生活密着型の水道・廃棄物処理整備への重点配分。	公共投資シェアの見直しで概算積み増し。
2、雇用との接続、格差の是正、基礎年金改革、世代間の給付と負担の均衡等を踏まえた公正かつ信頼できる年金制度の確立。	概算要求では白紙要求。
3、遺族基礎年金等の年金における子ども加算給付・支給要件、児童扶養手当の支給年齢を高校卒業までとする (*現在は18歳誕生日まで)	同上
4、保育所の措置制度を維持するとともに、保育サービスを充実し、子育て環境を整備する (*公立保育所職員人件費の地方転嫁を行わない)。	要求額確保
5、障害者・高齢者への住みやすい福祉のまちづくり事業の促進。 (*厚生省、運輸省、建設省等にまたがっている。)	要求額確保
6、看護婦等の医療関係職員の確保、病院経営安定のための社会保険診療報酬改定。	概算では言及なし。
7、不法就労外国人の緊急・人道上医療のための救済基金を創設する。	
8、「戦没者平和祈念館」の見直し (*細川内閣の戦争認識に基づいた事業とすべき。アジア諸国民への侵略への反省を施設建設の目的の一つとする。名称変更及び業務委託先等の見直し)。	条件つきで予算要求認められる。
9、社会福祉・医療事業団の融資枠の拡大及び貸付条件の改善。 (*医療勘定)	要求額確保

文 部 省

重 点 項 目	概算要求から の増減額
【新規事業】（2項目以内）	
1. 歴史教育の在り方をめぐるアジア諸国との教職員交流事業 (初年度は日本から20人を派遣、以降は諸国からの受入れについても検討)	2,000万円増
2. 「子どもの権利が守られる教育」の在り方に関する調査研究 (子どもの権利思想の普及、家庭・学校・社会における子どもの人権についての情報収集・分析・情報提供、問題解決の研究、子どもの社会参加などの教育の在り方を調査研究する)  (地方交付税措置) 地域教育基金の創設（自治体、学校レベルの教育における創意工夫を育てるため、「地域福祉基金」に準じた「地域教育基金」を設ける=教育版「ふるさと創生」） * 地方交付税で、平均3,000万円×3,300自治体=990億円	1,000万円増  交付税 990億円
【重視、充実、見直しまたは削除すべき事業】（10項目以内）	
1. 義務教育諸学校教職員配置等の改善	要求額確保
2. 私学経常費助成	要求額確保
3. 義務教育教科書の無償給与	要求額確保
4. ボランティア教育、環境教育の推進	要求額確保
5. 公立学校施設整備	要求額確保
6. 育英奨学事業の充実	要求額確保
7. 体育施設の整備	要求額確保
8. 国立大学の整備充実  ・教育基盤の充実  ・国立学校施設の整備・充実	要求額確保
9. 地域改善対策等高等学校等進学奨励費補助	要求額確保
10. 海外子女教育・帰国子女教育等の充実	要求額確保

労 動 省

重 点 項 目	概算要求から の増減額
【新規事業】 (2項目以内)	
1、 「緊急雇用開発計画」の推進	〔今後検討〕
2、 育児休業中の所得保障制度の確立 [新法施行準備費]	363百万円
	【一般。特会も一部負担?】
【重視、充実、見直しまたは削除すべき事業】 (10項目以内)	
1、 65歳までの雇用機会の確保等法的整備を含めた高齢者対策の総合的展開 (要求 160,316百万円 [一般・雇用・労災])	要求額確保
2、「介護休業制度等の普及促進」 (要求 215百万円 [雇用]) 対策の一環として看護・介護休業法制化の検討を追加	28百万円増 【一般】
3、「林業雇用改善促進事業」 (要求 215百万円 [雇用]) の一環として「林業労働者雇用改善法 (仮称)」制定の検討を追加	28百万円増 【一般】
4、出稼労働者対策の推進 (要求 978百万円 [一般・雇用・労災])	要求額確保
5、「季節労働者対策 (要求 25,820百万円 [雇用]) の一環として「季節労働者特別雇用対策法 (仮称)」制定の検討を追加	28百万円増 【一般】
6、「的確な労災補償の実施」 (要求 1,124,655百万円 [労災]) の一環として労災保険審査会の参与の増員 (4人) 等の審査体制の改善による審査促進	6百万円増 【一般】
7、「的確な労災補償の実施」 (=上掲) 中の重度被災労働者に係る介護料の引上げ (要求の介護料支給費総額は 3,511百万円 [労災])	要求単価確保
8、重度障害者の雇用促進を中心とする障害者対策の積極的推進 (要求 38,253百万円 [一般・雇用・労災])	要求額確保
9、中小企業勤労者総合福祉推進事業の推進 (要求 1,661百万円 [労災・雇用折半])	要求額確保
10、行政体制等の整備 (減員278人、増員要求320人)	要求人員確保
☆以上に要する追加費用は、4億5300万円+α (「緊急雇用開発計画」関係)。	

農林水産省

重 点 項 目	概算要求から の増減額
[新規事業]	
1、冷災害等被災農家の農林業にかかる雇用創設事業	
[重視、充実、見直しまたは削除すべき事項]	
1、「地域特産物、地域の特性等を活かした地域活性化対策の創設」 (新規) (6年度要求額10億円)	要求額確保
2、「中山間地域活性化推進事業」 (新規) (事業総額5年間170億円、地方財政措置を含む)	要求額確保
3、「集落排水事業」 (6年度要求額1,193億円)	要求額確保
4、「地域での話し合いにより環境保全型農業を導入しようとする市町村に対する支援」 (6年度要求額10億円)	要求額確保
5、「青年農業者等育成確保資金」 (6年度融資枠115億円)	要求額確保
6、「担い手育成基盤整備」 (6年度要求額208億円)	要求額確保
7、「国有林野の経営改善のための一般会計からの繰入れ」 ・債務対策 (6年度要求額188億円)	要求額確保 + α
8、「林業担い手の育成強化のための総合対策」 (新規含む) (6年度要求額23億円)	要求額確保
9、「漁村の集落排水、集落道等生活基盤の整備」 (6年度要求額82億円)	要求額確保
10、「回遊性種栽培漁業総合対策事業」 (6年度要求額5億2400万円)	要求額確保

通商産業省

重 点 項 目	概算要求から の増減額(百万)
<b>【新規事業】 (2項目以内)</b>	
1、中小企業基本法の抜本改正にむけた実態調査、研究	50
2、消費者保護関係法の整備・改正と実態調査・研究	50
<b>【重視、充実、見直しまたは削除すべき事業】 (10項目以内)</b>	
1、中小企業新分野進出支援事業	要求額確保
2、下請振興策の強化	要求額確保
3、信用保証協会基金補助金	2700 → 5200
4、不拡散型輸出管理の的確な実施等	要求額確保
5、グリーン・エイド・プランの推進	要求額確保
6、企業活動への環境配慮組み込みの促進	要求額確保
7、省エネ・リサイクル支援法による支援	要求額確保
8、天然ガス等の開発	要求額確保
9、太陽光発電システム・ソーラーシステムの普及促進	5433 → 5500
10、品事故未然防止・再発防止の推進、事故報告制度の運用	要求額確保

## 重 点 項 目 (内容)

### 【新規事業】

#### 1、中小企業基本法の抜本改正にむけた実態調査、研究

第三次産業の急増など中小企業の現状、及び数多くの中小企業関連法の運用状況も踏まえて、中小企業基本法の見直し・抜本改正を行う。そのため、全国的な実態調査を実施し、中小零細企業のなまの声を聴取する。

#### 2、消費者保護関係法の整備・改正と実態調査・研究

製造物責任、継続的役務取引の適正化、クレジット多重債務等の新しい消費者問題に対応する企業（市民）活動を一層推進する。そのため、経済企画庁等と協力して、全国的な消費者問題に係わる企業（市民）活動の調査を実施し、関係法の整備・改正を行う。

### 【重視、充実、見直しまたは削除すべき事業】

#### 1、中小企業新分野進出支援事業

新分野進出等のための技術開発等を行う中小企業に対する支援。

#### 2、下請振興策の強化

下請事業者が行う新分野進出等に対するノウハウ等の提供、商品・技術開発レベルでの新規参入支援等、下請事業者が行う諸事業に対する支援。

#### 3、信用保証協会基金補助金

信用保証協会の経営基盤を強化し、併せて特定の政策保証（倒産関連保証、災害関係保証等）を促進。現在の深刻な景気状況から中小企業の金融融資への円滑化を図るため、保証協会の保証限度の総枠を拡大するため、全国52保証協会への補助額を倍増する。

#### 4、不拡散型輸出管理の的確な実施等

大量破壊兵器等の拡散防止のため、国内輸出管理体制の整備、中小企業への指導等、対アジア諸国セミナーの開催等を実施。

#### 5、グリーン・エイド・プランの推進

開発途上国のエネルギー環境問題への自助努力の支援等（対象国拡大等）。

#### 6、企業活動への環境配慮組み込みの促進

企業の自主的・積極的な環境負荷低減への取組み加速のための制度的枠組み構築（環境監査等企業活動への環境配慮の組み方策の検討等）。

#### 7、省エネ・リサイクル支援法による支援

リサイクル等に係わる設備投資等の格段の努力を行う事業者に対する産業基盤整備基金を通じた利子補給。

#### 8、天然ガス等の開発

石油公団による天然ガス等の開発段階への出資等の業務の追加等。天然ガスは石油に比べ環境負荷が低いなどのメリットから、開発を促進し、供給拡大を図っていく。

#### 9、太陽光発電システム・ソーラーシステムの普及促進

太陽光発電・ソーラーシステムの一般家庭等への導入を補助。一般家庭・住宅用への補助分（40・4億円）は新規。

#### 10、品事故未然防止・再発防止の推進、事故報告制度の運用

事故の未然防止・再発防止を図るための試買テストの充実、関係内外諸事情の調査等。

(1) 第1章 第2節 第1項 第2号 公正取引委員会

重 点 項 目	概算要求からの 増減額
<b>【新規事業】（2項目以内）</b>	
1. 事務局を事務総局に機構再編（別紙参照）	
<b>【重視、充実、見直しまたは削除すべき事業】（10項目以内）</b>	
1. 独占禁止法違反行為に対する厳正な対処（審査関係経費等）	341百万円→ 400百万円
2. 経済環境の変化に即応した競争条件の整備（政府規制と競争政策に関する実態調査関係経費、アジア・大洋州独占禁止政策国際会議関係経費等）	要求額確保
3. 中小企業の競争条件の整備（下請事業者調査関係経費等）	52百万円→ 60百万円
4. 予防行政の推進及び広報活動の充実（入札談合防止対策支援・指導推進経費、改正事業者団体ガイドライン普及・指導推進経費等）に建設業ガイドラインの廃止を含む検討関連経費を含める。	69百万円→ 80百万円
5. 人件費等（50人の増員経費含む。別紙参照）	4,148百万円→ 4,500百万円

## 公正取引委員会の組織拡充（事務局強化）について（別紙1）

日本社会党・護憲民主連合

### 1. 組織拡充の必要性

- ① 独占禁止法に対する国民的期待の増大。新政権の政策の柱である生活者・消費者重視の政策を進める上でも、消費者利益に反する談合・カルテル・不公正取引の排除は重要。
- ② 経済的規制（競争制限的規制）緩和の推進と独占禁止法の適用分野の拡大が求められている。
- ③ 刑事告発の活用（刑事罰の趣旨に沿った運用強化）のため、審査スタッフの大幅増員・強化が不可欠。
- ④ 不況下で下請法の運用強化により下請企業の適切な保護を図る必要。
- ⑤ 繼続的サービス取引等による消費者被害が増大する中で、公正取引委員会としても「不公正な取引方法」（不当な顧客誘引等）及び景品表示法の運用強化が求められる。  
以上の施策を推進するためには、これまでにない公正取引委員会の大幅な人員増・組織拡充を含め事務局体制の抜本的強化を図ることが不可欠である。

### 2. 具体的提案

- ① 公正取引委員会の事務局定員は93年度で493人（うち審査関係186人、いずれも地方含む）、予算は46億2000万円で、その78%が人件費であるが、前述の諸情勢とあわせて主要先進国の人ロ・GNPあたりの独占禁止行政機関職員数（別紙2）もふまえ、わが国の公正取引委員会の定員を800人程度まで増員することを中期的な目標とすべきである。  
当面この目標のもとに、2~3年計画で最低100人の増員を図ることとする。  
このための増員経費は年間2~3億円程度と考えられる（来年度概算要求で1人の定員増について半年分3000万円を計上していることから推計）。
- ② 現在、国家行政組織法及び独占禁止法の規定に基づいて公正取引委員会に事務局が置かれているが、内部部局に他省庁のような「局」や「官房長」が設けられず、審議官や部課の数も他省庁に比して少なく抑えられている（経企庁の半分以下）等、組織拡充にも限界がある（別紙3）。社会党は約20年前に「公正取引委員会事務総局構想」を提案した（74年11月「独禁法改正要綱」）が、近年における公正取引委員会の役割の重大性、今後の大幅定員増を視野に入れ、この際、事務局を事務総局に格上げすべきである。具体的には、国家行政組織法7条7項を「委員会には、法律の定めるところにより、事務局又は事務総局を置くことができる。第三項、第五項及び前項の規定は、事務局又は事務総局の内部組織について、これを準用する。」等と一部改正し、また独占禁止法上の事務局に関する規定を全面改正することとなる。

職員数の比率を各国並にした場合の公正取引委員会の職員数（別紙2）

国名	人口比	GNP比
アメリカ	788人(6.3)	935人(2.8)
フランス	1,413人(11.3)	1,804人(5.4)
イギリス	1,175人(9.4)	1,870人(5.6)
ドイツ	525人(4.2)	735人(2.2)

- 注1. 人口比の欄は、日本の人口比職員数が各国並みであった場合の日本の想定職員数である。（）内の数値は、各国の人口百万人当たりの職員数である。
2. GNP比の欄は、日本のGNP比職員数が各国並みであった場合の日本の想定職員数である。（）内の数値は、各国のGNP百億ドル当たりの職員数である。

過去10年間の定員の推移

年度	84年度	85年度	86年度	87年度	88年度
事務局定員	431人	432人	436人	440人	445人

年度	89年度	90年度	91年度	92年度	93年度
事務局定員	461人	474人	478人	484人	493人

1993年度の組織数及び職員数（別紙3）

省庁名	公正取引委	国土庁	経済企画庁	人事院
事務次官・事務総長	0	1	1	1
局(局長)	1	6	6	5
次長・審議官	3	12	8	7
部(部長)	4	1	0	0
課(課長)・参事官	18	39	37	35
地方事務局	0	0	0	8
地方事務所	7	0	0	1
職員数	493	459	510	709

経済企画庁

重 点 項 目	概算要求からの 増減額
【新規事業】（2項目以内）	
【重視、充実、見直しまたは削除すべき事業】（10項目以内）	
1. 国民生活センター機能の充実・強化  各地の消費生活センターに対する国民生活センターの中核的役割を高め、総合的な消費者被害の防止・救済等に資するため、商品テスト設備・機器の整備をはじめとする製品事故原因究明体制の整備や原因究明テストの拡充等を図る必要がある。（P L制度関連）	要求額確保
2. 消費者教育の推進  総合的な消費者被害の防止・救済の一環として、製品の安全使用や被害救済制度についての知識を国民の間に定着させていくため、消費者教育教材を作成するとともに、これを用いたモデル授業など学校教員等を対象とした製品安全教育授業を推進する必要がある。（P L制度関連）	要求額確保
3. 地方の消費生活センターの機能の充実  総合的な消費者被害の防止・救済等に資するため、都道府県・政令指定都市に置かれた消費生活センターの商品テスト機器の整備を進めるとともに、原因究明テスト、原因究明情報収集、危害情報システム等の拡充・強化を図る必要がある。（P L制度関連）	要求額確保
4. 地方消費者行政推進事業  全国的・広域的な消費者問題に対応するため、都道府県に設置されているP I O - N E T端末機を増設し、原因究明のための商品テスト情報の一元的かつ迅速な把握等を図る必要がある。（P L制度関連）	要求額確保
5. 早期政策判断支援システムの開発・運用  前政権における景気分析が甘く対策が遅れたことを踏まえ、経済動向を的確に判断して適切な経済運営を行うため、足元のデータから今後の景気変化を精緻に予測する「超短期モデル」の策定が必要である。（景気対策関連）	要求額確保
6. 新たな景気分析手法の開発  今回の景気後退局面で政府の景気判断・対策の遅れについての批判が数多くなされたことを踏まえ、新たな長期的先行指標の開発が重要な課題となっており、このための調査研究が必要。（景気対策関連）	要求額確保

建 設 省

重 点 項 目	事業費	国費	概算要求から の増減額
<b>【新規事業】（2項目以内）</b>			
1、関連公共施設整備補助の拡大	16,000	8,000	80億円増
・住宅宅地開発に伴う関連公共施設整備について、団地内の細街路など從来補助対象外となっているものについて、特定の優良事業について補助基準を緩和し、国庫補助を行う制度を設ける。			
<b>【重視、充実、見直しまたは削除すべき事業】（10項目以内）</b>			
1、町並み・まちづくり総合支援事業	22,275	7,687	要求額確保
従来の8つの事業を統合・整理し、地域自治体等が主体となって行う美しい街並み・まちづくりを総合的に支援する。緊急課題となっている市街化区域内農地緊急整序事業などを含む。			
2、再生水・熱利用下水道事業の創設	3,400	1,700	要求額確保
都市における水やエネルギーの再利用を図るために、下水道の処理水の再利用を図る事業や、下水道水などの未利用エネルギーを利用してビルの冷暖房などに利用する事業。			
3、特定優良賃貸住宅（30,000戸）	120,050	34,522	要求額確保
都市の中堅勤労者向けの良質な賃貸住宅供給を促進するため、賃貸住宅を建設する者に対する建設費補助と、居住者に対するや珍補助を組み合わせて行う事業。ドイツの社会住宅と同様の制度。			
公団住宅建て替えに伴う特定目的借上公共賃貸住宅制度の創設（200戸）を含む			
4、福祉の生活空間づくりの推進	6,936	2,584	要求額確保
人にやさしいまちづくり事業の推進、高齢社会対応建築物整備促進事業の創設、住宅金融公庫の高齢者対応融資等の拡充を含む			
5、都市河川改修事業	294,464	123,649	要求額確保
都市周辺における住宅・宅地開発の振興に伴い、都市周辺の中小河川の氾濫による重大災害が頻発していることから、これへの対策のための事業を拡充する。			

重 点 項 目	概算要求から の増減額
【重視、充実、見直しまたは削除すべき事業】（10項目以内）	
6、市街地住宅密集地区の整備の促進 大都市地域の木造賃貸住宅密集地区における、市街地住宅の供給、居住環境の改善を図る事業。	4,393 1,700 要求額確保
7、エコロード事業の拡充 生態系全般との共生、自然の再生を図るための構造・工法を取り込んだ道路事業の拡充。動植物の専門家に助言・指導を受ける自然環境アドバイザー制度の新設を含む。	2,500 国費は事業費の1/2程度 要求額確保
8、道路環境整備事業 幹線道路の沿道の後背地にある住宅を騒音から守るため、沿道沿いに遮音効果をもつ緩衝建築物や公園などを誘致する。	769,400 411,200 要求額確保
9、交流ふれあいトンネル・橋梁整備事業創設 地域間の交流促進に資する大規模なトンネル・橋梁の建設を促進する。地方道路公社による立替え施工の活用、都道府県の代行事業と市町村事業の同時実施などを推進する。	40,200 国費は事業費の1/2程度 要求額確保
10、宿泊滞在型都市公園の整備 オートキャンプ場を有する都市公園、宿泊施設を有する大規模公園等の重点的整備。	9,000 3,500 要求額確保

国 土 庁

重 点 項 目	概算要求から の増減額
<b>【新規事業】（2項目以内）</b>	
1、初動期の災害対策のための基金の創設 災害発生直後の被災者救援対策と、最小限の緊急の災害復旧事業の実施のために基金を設ける。	50億円増
<b>【重視、充実、見直しまたは削除すべき事業】（10項目以内）</b>	
	単位百万円
1、国土総合開発事業調整費の拡充 公共事業の効率的・整合性をもった執行を図るため、各事業の進度調整等を行うための調整費を拡充する。	13,816 要求額確保
2、離島振興事業費の拡充 新たな離島振興計画の2年度であり、改正離島振興法の特色である医療や交通、福祉対策などのソフト事業も含めて事業の計画的振興を図る。奄美、小笠原の振興事業も含む。	193,300 要求額確保
3、新たな国土政策推進のための調査・検討経費の拡充 国土審議会調査部会で実施している四全総の総合的点検の結果に基づき、新たな国土政策を推進するため調査・検討を行う。	49 要求額確保
4、交通基盤の整備と国土の軸のあり方に関する調査の拡充 新しい国土の軸について、その考え方と国土政策上の位置付けについての調査・検討。事実上五全総の準備作業となるものと考えられる。	17 要求額確保
5、土地情報の総合的整備 地価公示地点を大幅に増設する(26,000地点→30,000地点)とともに地籍調査を推進する。特に都市部について、早急に推進するための都市部短期推進モデル事業を新設する。	15,964 要求額確保
6、土地利用・土地取引対策の推進 監視区域制度の適切な運用を行うための自治体への補助経費など。	5,945 要求額確保

資 土 庫

重 点 項 目	概 算 要 求 額	概 算 要 求 か ら の 増 減 額
【重視、充実、見直しまたは削除すべき事業】(10項目以内)		【要事業】
7、地域水循環改善事業 地域固有の水循環システムの再生などを図るため、各種の水有効利用などの推進方策を取りまとめる。	12	要求額確保
8、首都機能移転再配置調査の拡充	169	要求額確保
9、大都市住民の地方回帰促進事業 大都市住民の地方回帰の促進のため、地方での生活のための情報提供地方都市の魅力づくりの方策の検討など。	27	要求額確保
10、防災移転促進事業(雲仙)の実施	417	要求額確保
外海漁業振興 外洋漁業振興 沿岸漁業振興 漁業振興	11,000 100,000 400,000 400,000	外海漁業振興 外洋漁業振興 沿岸漁業振興 漁業振興

北海道開発庁

重 点 項 目	概算要求から の増減額
【新規事業】 (2項目以内)	
1、農業生産基盤整備事業制度の拡充と生産基盤整備の促進 担い手育成畑地帯総合整備事業の創設など。	要求額確保
2、高速交通ネットワークの整備 釧路空港の滑走路延長整備の着手、高規格幹線道路の整備促進	要求額確保
3、根幹的国土保全施設の整備及び災害に強い地域社会の形成 厚幌ダムの建設及び、樽前山系の直轄火山砂防事業の着手。	要求額確保
4、北海道の自然、社会の特性に対応した生活環境整備 公営住宅などの供給戸数の拡大など(4,600戸)、下水道事業の整備促進(13地区)、大規模自転車道旭川層雲峠線の整備着手。	要求額確保
5、地域の発展の核となる都市の整備 札幌市・JR札沼線の連続立体交差事業調査の着手。	要求額確保
6、個性と活力に満ちた農山漁村の整備 「ニューカントリー」事業の推進	要求額確保
7、雪に強い快適な冬の生活環境づくり 「ふゆトピア」事業の総合的な展開	要求額確保
8、北海道東北開発公庫出融資規模の拡大	要求額確保

## 沖縄開発庁

重 点 項 目	概算要求から の増減額
<b>【新規事業】 (2項目以内)</b> <p>1、厚生年金格差是正措置具体化のための実施調査費 厚生年金格差是正のための検討会において、具体的な方策がまとめられる段階となったため、実施を前提に、有資格者の確定などのため調査を行う。</p> <p>2、本島周辺海域からの赤土回収のための事業費 赤土流出対策については、これまで砂防ダムや沈砂池の整備などで対応してきたが、既に流出してしまっている赤土の回収については手が付いていなかった。周辺海域からの赤土回収は、自然の回復、景観の改善などのために不可欠である。</p>	2千万円増  10億円増
<b>【重視、充実、見直しまたは削除すべき事業】 (10項目以内)</b> <p>沖縄開発庁予算は、概算要求段階において沖縄県の要望に基づき、関係省庁との調整を経て、事実上確定したものである。従って、優先順位を付けることが極めて困難である。</p>	全項目につき 要求額確保

運 輸 省

重 点 項 目	概算要求から の増減額
【新規事業】（2項目以内）	
1. 運輸分野における生活関連社会資本に対する補助 (エレベーター、エスカレーター等)	〔要件付〕 〔内規自便〕 〔請款の提出等〕 〔交付の請求等〕 〔審査評議会等〕 〔監査等〕
2. 海事立国日本の確立 船員育成事業の促進等	〔要件付〕 〔内規自便〕 〔請款の提出等〕 〔交付の請求等〕 〔監査等〕
【重視、充実、見直しまたは削除すべき事業】（10項目以内）	
1. 地方バス運行の確保	地方バス路線維持費補助金 要求額確保
2. 離島航路の整備・近代化	〔内規自便〕 〔要件付〕 〔請款の提出等〕 〔交付の請求等〕 〔監査等〕
3. 地震・火山対策の強化	〔要件付〕 〔内規自便〕 〔請款の提出等〕 〔交付の請求等〕 〔監査等〕
4. 鉄道輸送の安全、防災、近代化対策等助成	〔要件付〕 〔内規自便〕 〔請款の提出等〕 〔交付の請求等〕 〔監査等〕
5. 鉄道整備基金の拡充を通じての都市鉄道建設の促進	〔要件付〕 〔内規自便〕 〔請款の提出等〕 〔交付の請求等〕 〔監査等〕

郵政省

重 点 項 目	概算要求から の増減額
【新規事業】（2項目以内）	
1. 郵便事業運営基盤の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>郵便局舎の整備のなかに、「お客様専用駐車場の充実」「車イスのお客様も使いやすい低い窓口の設置」の項目を盛り込む</li> <li>点字図書館の点字図書返却における電話連絡による引取り業務の新設</li> <li>郵便窓口で行政事務手続を可能にする（郵便貯金カードの充実など）</li> </ul>	
2. 高齢社会に対応する「シルバー貯金」（65歳以上を対象）の新設 <ul style="list-style-type: none"> <li>一定利子の定額郵便貯金、利子に対する非課税限度額は別枠で設定</li> </ul>	
【重視、充実、見直しまたは削除すべき事業】（10項目以内）	
1. 地域・生活情報通信基盤高度化事業の推進	要求額確保
2. 公共投資による情報通信基盤の整備（小笠原地区・移動信用鉄塔施設整備など） <p style="text-align: center;">以上電気通信格差是正事業（補助金）</p>	要求額確保
3. 安全で安心できる生活のための情報通信利用環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>「情報通信利用機会均等化の推進」（93年予算28百万円）を本項目内で調達</li> </ul>	要求額内調整
4. ゆうゆうローンの改善 <ul style="list-style-type: none"> <li>貸付限度額の引き上げ（300万円→担保貯金の9割）、貸付期間の改善</li> </ul>	
5. セカンド・ライフ貯金（仮称）の実施（新規） <ul style="list-style-type: none"> <li>預金者が受取期間・金額・回数などの選択が可能</li> </ul>	
6. 地方公共団体への融資	
7. ATM・CDの民間金融機関との共同利用に関する調査研究 <p style="text-align: center;">以上貯金局関連</p>	
8. 出産一時金付養老保険（仮称）の新設（新規） <p style="text-align: center;">以上簡易保険局関連</p>	
9. 指定単（単独運用指定金銭信託）運用制度の改善 <ul style="list-style-type: none"> <li>簡易保険福祉事業団を通じた指定単運用を、郵貯・簡保本体で行う</li> </ul>	
10. 時間制職員制度（1日4時間、4週8休制、常勤職員）の創設 <p style="text-align: center;">以上郵務局関連</p>	要求額確保

環 境 行 政

重 点 項 目	概算要求から の 増 減 額
【新規施策】（2項目以内）	
1、環境影響評価制度の早期充実を図るため、概算要求の「環境影響評価制度特別総合調査研究費」に加え、促進目的の費目を設定すべきである。=「全省庁一体となって、制度の検討」を行うため。	
2、地球環境保全に資するため、海外進出企業に対する環境配慮に関する実態調査等の費目を追加すべきである。=環境先進国としての任務であり、アジア近隣諸国に対する国際貢献のため。	
【重視、充実、見直しまたは削除すべき施策】（10項目以内）	
1、環境基本計画の策定	要求額確保
2、環境影響評価制度特別総合調査研究費	要求額確保
3、環境情報提供システムの整備	要求額確保
4、地球環境基金事業の拡充	要求額確保
5、アジア太平洋地域環境の長期展望策定調査費	要求額確保
6、地球環境研究総合推進費	要求額確保
7、衛星搭載用観測研究機器製作費	要求額確保
8、自然環境保全基礎調査費 うち、生物多様性調査費	要求額確保
9、生物多様性データセンター設置調査費	要求額確保
10、自然公園等施設整備費 うち、野営場リフレッシュ事業 ふるさと自然のみち整備	要求額確保 要求額確保 要求額確保

科 学 技 術 庁

重 点 項 目	概算要求からの増減額
【新規事業】	
1. 噴火のメカニズムの解明と、防止とそのエネルギーの有効利用に関する研究の開始（単なる防災上だけではない）。	
2. 台風の発生メカニズムの解明と、発生・成長の科学技術的抑止策に関する研究の開始。	
【重視、充実、見直しまたは削除すべき事業】	
1. 高速増殖炉と新型転換炉の開発など、プルトニウムの利用については、先行諸国の経験と教訓に学び、危険性の大きさと経済性のなさから見て、日本も見直すべき。 むしろトリウム炉や更新性新エネルギーの研究開発とフィージビリティー・スタディーを実施するべき。	概算要求見直し (削減可能)
2. プルトニウム利用のための再処理についても、青森における大型施設開発計画の中止を含め、再検討すべき。  プルトニウムについては、先ず IAEA による完全な管理体制の確立が必要。	概算要求見直し (削減可能)
3. 放射性廃棄物については、地中処分計画は中止して、各発電施設等で発生者責任のもと、管理保管する方式に転換し、その方式における安全性の確立のための技術開発を推進すべき。	概算要求見直し (削減可能)
4. 稼動中の原発の安全性を高めるためには、各パートの脆化や摩耗やヒビワレ等の入念な点検とともに、確率論的な手法を導入して、信頼性を高めるべき。  (「原子力安全対策の充実強化 = 366 億円」の中から)	要求額確保
5. 大規模プロジェクトの進・退を決すべき評価基準を定めるべき。毎年、新たな技術水準に基づき、異なる人によるフィージビリティー・スタディーを実行するべき。  (「科学技術振興調整費 = 163 億円」の中から)	要求額確保

法務省

重点項目	概算要求からの 増減額
【新規事業】（2項目以内）	
【重視、充実、見直しまたは削除すべき事業】（10項目以内） <p>1、関西国際空港の新設に伴う要員の確保</p> <p>増員は概算要求では、611人となっているが、関西国際空港の新設に伴う入管事務所の要員の確保については、外枠で確保すること。</p> <p>（概算要求の増員要求の内、「出入国管理業務等の充実強化」は、この内158人は関西国際空港関連である。そのため他の増員要求が抑制されている。これを改めるため、関西国際空港関連の人員増は、外枠とすること。）</p> <p>2、法律扶助制度に関する調査・研究費の増額</p> <p>法律扶助制度は、資力の乏しい人々に対し、憲法に定められた国民の裁判を受ける権利を実質的に保障するために欠くことのできない重要な制度であり、一層の充実、発展が望まれる。政府は、法律扶助協会による民事法律扶助について補助金を交付するなどの取り組みを行っているが、法律扶助制度の一層の充実、発展を図るためにには、諸外国における制度の調査などを含め、日本の司法制度に適合した望ましい法律扶助のあり方を速やかに調査・研究する必要があり、そのために欠くことのできない予算措置である。</p> <p>＜参考＞法律扶助に関する申し合わせ</p> <p>（平成5年6月2日 衆議院法務委員会理事会）</p>	5億2900万円 増  23百万円 ⇒33百万円

最 高 裁

重点項目	概算要求からの 増減額
【新規事業】（2項目以内）	
【重視、充実、見直しまたは削除すべき事業】（10項目以内）	
1、国選弁護料のさらなる引き上げ  最高裁の概算要求では地方裁判所標準事件（3開廷）で1件あたり 75,000円となっている。これをさらに引き上げること。 (日本弁護士連合会の要求では、150,000円である。)	29億1800万 円の増額  (概算要求と同額)
(注) (ア) 日本弁護士連合会の報酬基準より著しく低額  日弁連報酬基準 単独事件 着手金・報酬 20万円以上 合議事件 着手金・報酬 30万円以上  (イ) 記録の贈写、弁護活動に伴う交通費・通信費等は別途に支給されず、個々の国選弁護人の負担で行われているのが実情 (ウ) 外国人の被告（要通訳）事件などの増加  ＜参考＞・刑事事件の3分の2は国選弁護 ・日弁連の要望	
2、外国人の刑事弁護に必要な通訳を確保すること  通訳を必要とする外国人事件が増えていることに鑑み、被疑者・被告人のために通訳を確保すること。必要な言語は、中国語、英語、韓国・朝鮮語、ウルドゥ語、タガログ語、ペルシャ語、スペイン語等数多くある。 (概算要求額は、382百万円。内訳は謝金と旅費。 また、平成4年の統計で、第1審被告 56,604人中要通訳事件は2,278人。[4.02%])	1億1400万円 (概算要求の30%) の増額
3、人的機構の充実  増員 67人 164百万円  増加し、かつ、複雑困難化している各種事件の適正かつ迅速な處理及司法修習体制の充実のため、増員を図る必要がある。 (判事補10人、一般職員57人)	要求額確保

外務省

重 点 項 目	概算要求から の増減額
〔新規事業〕 途上国の子どもの福祉等への配慮 1. 途上国の子ども支援（仮称）	金額等調整中
〔重視、充実すべき事業〕	
1、定員等の増強	要求額確保
2、在外公館の機能強化、とりわけ、外交の第一線である在外公館施設等の改善及び海外邦人の安全対策・在外公館の危機管理体制の強化。	要求額確保
3、情報・通信機能の強化等 (以上、流動を続ける国際情勢に適切に対応するために、外交実施体制の拡充が緊要との観点から)	要求額確保
4、環境問題等への取組みの充実、 エイズ問題に関する取組み強化を含む。	要求額確保
5、草の根に届くきめ細かい援助の実施、 NGO、自治体による援助事業の支援強化。	要求額確保
6、民主化・市場経済化の努力の支援、 旧社会主義諸国等経済構造改善努力支援、研修員受入れ。	要求額確保
7、開発における女性の役割の充実、 女性と開発=Women in Development=WIDを重視、女性関係機関の拠出金増額。	要求額確保
8、平和及び難民・人権分野での貢献、 人権問題を重視し、国連、国際機関への拠出金の増額。	要求額確保
9、国際文化交流の強化、 日本に対する正しい理解を得ることは重要であり、我が国の国際的地位の向上に伴い益々重要。 (以上、国際貢献策の充実強化、金額増または人員増は別紙参照)	要求額確保

以上

## 總務廳

## 防衛庁

重 点 項 目	概算要求からの 増減額(歳出ベース、)
【新規事業】（2項目以内）	
【重視、充実、見直しまたは削除すべき事業】（10項目以内） <ol style="list-style-type: none"> <li>早期警戒管制機E-767（2機）調達の削除</li> <li>地対空誘導弾ペトリオットのPac II型への改修等の削除               <ul style="list-style-type: none"> <li>*定期修理予備用1セットの調達費及び能力向上改修費</li> </ul> </li> <li>生活関連施設の充実と待遇の改善               <ul style="list-style-type: none"> <li>*隊員の隊舎・宿舎の整備、営舎用経費、諸手当など</li> </ul> </li> <li>市ヶ谷台1号館の取壊しの中止               <ul style="list-style-type: none"> <li>*極東裁判法廷となった建築物を国民的な歴史総括と平和祈念の場として保存するため、1号館取壊しに関連する特定国有財産整備特別会計の整備費を削除し、計画の凍結・見直しをする。</li> </ul> </li> </ol>	554百万円減 138百万円減 要求額確保 概算要求見直し

大 藏 省

重 点 項 目	(内見有り)	概算要求から の増減額
【重視、充実、見直しまたは削除すべき事業】（10項目以内）		（単位億円）
1. 国債費		要求額確保
2. 経済協力費		要求額確保
海外経済協力基金への出資及び開発途上国に対する国際開発金融機関を通じて行なう技術援助などへの資金協力等として		

自 治 省

重 点 項 目	概算要求から の増減額
【新規事業】（2項目以内）	
1. リサイクル基金（交付税）の創設（自治体が推進する資源循環・環境保全行政強化のために地方交付税にリサイクル基金を設ける）	1,000億円増
2. 高齢者住宅改良整備資金制度の新設（高齢世帯、高齢者同居世帯の住宅改良整備のための公的資金制度を建設省又は厚生省に設け、地方交付税でも補完）	江戸川区の実施例では3億円
【重視、充実、見直しまたは削除すべき事業】（10項目以内）	
1. 地方交付税交付金財源の確保	要求額確保
2. 地方交付税、譲与税の国税収納金整理資金からの直納制度を創設し、概算要求額の修正を行なう	
3. 国有提供施設等所在市町村助成交付金	要求額確保
4. 消防防災施設等整備に必要な経費	要求額確保
5. 公営地下高速鉄道事業助成に必要な経費	要求額確保
6. 公営企業金融公庫の補給金に必要な経費	要求額確保
7. なお、地方交付税に関し、次のような点を重視する ①地域福祉基金の充実、②森林対策、③自治体が出資する地方交通（公営企業・第3セクター）の維持・運営と安全対策、④産業廃棄物対策、⑤水道水源の対策、⑥老朽保育所の建替え、保育所入所措置・人件費国庫負担の制度堅持、⑦医療費関係国庫負担金の維持・拡大（病院給食費保険負担の堅持）、⑧看護職員の確保、エイズ対策の強化、⑨新エネルギー対策	

警 察 部

重 点 項 目	概 算 要 求 か ら の 増 減 額
【新規事業】（2項目以内）	
1. 地域警察体制の強化	要求額確保
2. 情報通信基盤の整備	要求額確保
3. 警察機関の組織改編	
4. 警察機関の運営費	
5. 警察機関の施設整備	
6. 警察機関の装備	
7. 警察機関の情報収集・分析・発信	
8. 警察機関の人事管理	
9. 警察機関の教育訓練	
10. 警察機関の監視・調査	

# 資料



## 家族看護・介護休業法制化

### 問題に関する基本的考え方

日本社会党政策審議会労働政策調査会

一九九三・七

#### 1 はじめに

一九九四年度政府予算案編成に係る各省庁別重点要求項目について、連立与党五会派は、各党・会派の要求を一〇月二一日の政策幹事会に集約するとともに、これらの要求について各省庁別に各会派責任者による意見調整を図ることとした。

これを受けて、労働省関係の各会派責任者会議が一月五日に開催されたが、その席上、社会党は各会派に対し、社会党の要求看護・介護休業法制化のための検討費の追加措置)に係る参考資料として「家族看護・介護休業法制化問題に関する基本的考え方(一九九三年七月)」を提出して検討を要請した。

以下は、一月五日の各会派責任者会議に提出した上記「基本的考え方」の全文である。

また、長年の懸案であった育児休業の法制化が実現したことから、当然、「老親介護のための休業」「家族のための休業」という点では育児休業と同種のものであるとして、その法制化に対する期待も高まっているわけだが、「家族」に関することであるには違いないとし

いわゆる「核家族化」の進展、女性の職場進出による共働き世帯の増加、高齢化社会の進展の中での家族の看護又は介護のための休業・休暇の法制化が社会的に大きな問題となってきたが、この問題をめぐる論議は、必ずしも整理されたものとはなっていない。高齢者(老親)介護の必要性やそのための休業の必要性について、ほとんど議論の余地のないものであるというような意識が前面に押し出されるあまり、また、「介護」という言葉が比較的新しい言葉であること、地方公務員の場合には以前から多くの自治体において条例等で「看護休暇」が保障され【注1】、「老親介護」の問題にはこれを「拡充」する形で対処する取組みが進められていること、なども手伝って、「傷病」と「障害」の違い、「看護」と「介護」の違い等については、あまり明確に意識されていないし、同様に、「看護休暇」と「介護休業」についても、明確な区別なく使用されているのが実情である。しかし、これらの概念には、やはり、見過ごすことのできない基本的な違いがある。



ても、育児と「老親介護」、育児休業と「老親介護休業」との間にも、基本的な性格の違いがあることを無視することはできない。

実際には、看護と介護、育児と老親介護の間にこのような基本的な性格の違いがあるとすれば、求められる対応策（育児休業や看護休暇、介護休業などの考え方）もそれぞれに違つてこざるを得ないのである。現に、西欧諸国では、「乳幼児を養育するための休業」や「病気になつた家族の看護のための休業」、特に前者を制度化している国は多いが、「老親介護のための休業」を制度化している国は、実は、見当たらない【注2】。また、後述するように、ILOやECも「老親介護のための休業」の保障を要請してはいない。

従つて、看護休暇又は介護休業の法制化について具体的に検討するに当たつては、われわれはまず、これらの基本的な概念についてきちんと整理しておく必要があるとともに、西欧諸国の実情についても正確に把握しておく必要がある。

以上のような問題意識に立つて、以下、われわれはまず成人を念頭に看護と介護の違いについて整理した上で、老衰等の高齢者に特有の問題についても整理し、さらに育児と老親介護の違いについても確認しておくこととする（末尾の「看護・介護等概念図」を参照）。次いで、関係国際条約等の内容と欧米諸国の実情を確かめた上で、この問題に関するわれわれの基本的見解を取りまとめることとした。

## 2 基本的な概念の整理

### (1) 看護と介護の違い

まず、「傷病」と「障害」とは基本的に性格が違う。傷病の場合は、(ガンや数多くの難病のように治癒・回復を期待しがたいものもあることは事実であるとしても)通常は、治療することによって元の状態、つまり健康・健常を回復することを期待し得るものであるが、障害の

場合は、(補助器具等である程度補うことはできるとしても)通常は、それを期待できない。

同様に「看護」と「介護」とも基本的に性格が違うと言えよう。看護や介護について法律上明確な定義があるわけではないが、関係法律等【注3】を参照すれば、看護とは「傷病者に對して必要な療養上の世話（又は診療の補助）をすること」をいうのに対し、介護とは「障害者に對して必要な日常生活上の世話をすること」をいうものと理解することができる。(看護については、厚生大臣の免許を受けていない者は、これを業とすることが禁止されていることは言うまでもない。)

こうして両者を比較検討してみれば、傷病と看護は突然的・臨時の「非日常的」な問題であり、障害と介護はむしろ継続的・恒常的で「日常的」な問題であることが理解される。傷病の場合には、世話を必要とする期間は、通常、限られているのに対して、障害の場合には、世話を必要とする期間には、通常、際限がない。もちろん、傷病の結果として、特にそれが重傷病であった場合に、障害が残ることもあり、従つて、傷病看護に引き続いて障害介護が必要になることもあることは、言うまでもない。働き盛りの者を襲う突然死の原因ともなる脳溢血、脳梗塞、くも膜下出血などの脳血管疾患の「後遺症」として体が不随意になる、つまり障害となる場合がそれである。

### (2) 老衰及び老年期痴呆等

「老衰」は傷病とも障害とも性格が違う。老衰とは年老いることに伴つて(精神的に弱まることも、もちろん、あるが)身体的機能が全般的に衰えることをいい、長生きすればだれもがいずれは迎えざるを得ない事態であつて、傷病とは言えず、また傷病のように治療することができない。老衰には、体が不自由になり、「日常生活上の世話」つまり介護を必要とする点で障害に似た側面があるが、厳密にいようと、

障害ともやはり性格が違う。老衰の場合は、明らかに末期が迫ってきていることを意味し、身体的機能の衰弱つまり体の不自由さは「一定不变ではなく、ますます強まっていく。これに対し障害は、年齢には関わりなく、また通常は身体的機能が全般的に弱まるのではなくて、その一部が損なわれた状態であり、その状態つまり体の不自由さは、通常、一定している。

老衰については、一応、このように傷病や障害と概念的に区別することができるのであるが、実際には、老衰は様々な病気や障害を伴うことが多く、いわゆる「老年病」というものもある。

老年病、つまり特に老年期において発症する病気の中には、アルツハイマー病やパーキンソン病等の、治癒しがたく、従って事実上、病状の発症又は進行をできるだけ抑えることに治療の重点が置かれ、老衰や障害の場合と同様に長期にわたり日常生活上の世話を必要とするものもある。中でもアルツハイマー病による老年期痴呆の場合は、肢体は健全でも知能が低下し、感情や意欲、性格等の変化や行動異常が現われるため、通常の「療養上又は日常生活上の世話」以上の看護又は介護が必要とされる。仮にこれらの病気を「特定老年病」ということとすれば、これらの「特定老年病」についても、もちろん、一応は、老衰や障害と区別して考えられるのではあるが、実際には、どこまでが病気でどこまでが老衰又は障害であるかを区別することは難しい場合が多い。

「老親の介護」という問題で取り上げられているのは、実は、このように、主に老衰や老年期痴呆等により「日常的」に看護又は介護、つまり「(傷病者に対するような)療養上の世話」又は「(障害者に対するような)日常生活上の世話」を必要とする状態になった老親(高齢者)であり、その世話をどうするかである。(このような高齢者が必要としているのはむしろ「看護を含む介護」であると言えるから、以下、高齢者(老親)については、特にことわらない限り、その

ような意味(看護を含む介護)で単に「介護」という言葉を使用することとする。つまり、「高齢者(老親)介護」とは「高齢者(老親)に対して必要な療養上及び日常生活上の世話をすること」をいうものとする)。

### (3)

#### 育児と老親介護の連携

子の養育と老親の介護とが全く性格が違うものであることは、言うまでもない。子も(介護対象となる)老親も「日常的な世話を必要とする」点では、確かに共通性がある。しかし、子、特に乳幼児の場合は、傷病や障害を抱えているかどうかという問題を超えて(つまり、子が傷病や障害を抱えている場合も含めて)、そもそも心身ともに未発達であるところに基本的な特徴があり、心身ともに発達して成人となり、社会の構成員として自立できるようになるまでは、教育を含め精神的経済的その他生活上のあらゆる面で絶対的に保護又は援助(つまり監護・養育)を必要とする。これに対して、老親の場合は、ひとたび成人となり、社会の構成員として自立していたものが加齢に伴い老衰し、又は老年期痴呆等が発症したこと等により、「再び」他者から(特に物理的な面での保護又は援助(つまり日常的な看護又は介護)を必要とするようになるのである。

### 3 関係国際条約等の内容と欧米諸国の実情

「老親介護のための休業」の法制化の主張に際して、しばしばILOの関係条約及び勧告やECの関係指令案等が援用されるが、その場合、必ずしもこれらの条約等の内容や各国の法制化の内容が明確に把握されているとは言えないことが多い。

これらの条約等の内容を具体的にみてみると、まず、ILO第一六五号勧告(一九八一年の家族的責任を有する労働者勧告)【注4】は、

①「被扶養者である子」及び「保護又は援助が必要な他の近親の家族」（ILO第一五六号条約では「保護又は援助が明らかに必要な他の近親の家族」）が、②「病氣」の場合に、③休暇を認めること、を加盟国に要請し、休暇の期間及び条件については各国に委ねている（IV 雇用条件—23(1)～(3)）。

また、ECの「親休暇及び家族休暇に関する指令案」【注5】は、①「家族から生ずる差し迫った理由」がある場合に、②「1年につき最低日数の休暇」を認めることを要請しているが、「1年につき最低日数の休暇」については加盟国に委ねる一方、「家族から生ずる差し迫った理由」として考慮すべきものとして「配偶者の病氣」「近親者の死」「子の結婚」「子又は子を世話をする者の病氣」等を挙げている（第8条）。

つまり、「家族的責任を有する労働者」のための休業・休暇としてILOやECが追求しているのは、「病気になつた家族」（第一義的には子であり、次いで配偶者）の世話をするための短期間の休暇」であつて、老親介護のための長期間の休暇・休業ではない。この点は、歐州諸国の実情【注6】をみても言えることであり、子や配偶者が病気になつた場合の看護のための休暇を年間数日（一週間程度、長い例では六〇日間、有給または手当支給で保障している国は多いが、老親の「介護」のための「休暇・休業」を制度化している国は見当たらない。スウェーデンでは「親族等介護有給休暇法」【注7】が施行されといふが、これは、自宅で親しい者に看取られて死にたいという、ガン患者等の死期を迎えた者の願いに応えようとしたもので、在宅介護については患者の同意を要件とし、その期間も三〇日までとされていることなどでも分かるように、介護休暇法と言うよりもむしろ「看取り休暇法」と言うべきものである。

このように、家族的責任の内容として「老親の介護」が含まれない結果となつてているのは、欧米諸国では、子どもは成長すると親元を離わせるべきではない。実際、西欧諸国では、いわゆる「核家族化」、

れて独立するため、家族は親子一世代で構成される核家族が基本となること、また、実際問題として、メンタルな面への配慮はともかく、から社会参加の機会を奪うことになるから、適切ではなく、この問題は社会的に解決する、つまり社会サービスによって対処すべきであるという考え方が支配的であること、などによるものであろう。日本の戦前のイエ制度を否定し、「すべて国民は、個人として尊重される」（憲法第一三条）などとたつた日本国憲法の精神も、基本的にはそれを軌を一にするものであろう。なお、スウェーデンの「親族等介護有給休暇法」も、「介護」自体よりもメンタルな面が施策の対象となつていることは、先に指摘したとおりである。

#### 4 家族看護・介護休業法制化問題に関するわれわれの基本的考え方

上述のような基本的な概念の整理や関係国際条約等の内容吟味を踏まえ、われわれは今後、必要な立法案の具体化に取り組まなければならぬが、家族の看護又は介護のための休業に関する立法問題については、以下のように、「老親等の介護」「家族の病氣等看護」及び「乳幼児の病氣等看護又は介護」の三つの分野に分けて扱われるべきものと考へる。

##### (1) 老親等の介護

老親介護、つまり高齢者介護は、基本的には社会サービスによるべきであつて（これについては社会党の「重介護保障政策大綱」【注8】を参照）、その子どもに（特に就労を断念させてまで）責任を負わせるべきではない。実際、西欧諸国では、いわゆる「核家族化」、

女性の職場進出と高齢化の進展に対応して、このような考え方に基づき、高齢者介護のための社会サービスの整備が図られてきた。しかし、日本の場合、西欧諸国と同様に「核家族化」、女性の職場進出と高齢化の進展がみられたにもかかわらず、自民党政府のもとで、社会サービスの整備が立ち遅れているため、現実の問題として、高齢者（老親）介護問題を私的に解決せざるを得ない場合が多く、従って、働き続ける意思を持ちながらも介護を必要とする老親を抱えているため退職を余儀なくされる労働者（そのほとんどが女性）が少なくない【注9】というのが実情である。

従つて、高齢者介護は、基本的には社会サービスによるべきであるという立場から、高齢者介護に係る社会サービスの整備を急ぐこととしつつも、それが整備されるまでの間は、当面の対応策（経過的措置）として、緊急避難的に老親介護のための休業制度を設けることは社会的な意義があることは明らかであるから、そのようなものとして介護休業制度の普及促進を図りつつ、その法制化についても十分検討する必要がある。

基本的な考え方としては緊急避難的、时限的な立法であるとしても、社会サービスの整備状況等をみると、その「寿命（社会的意義）」はとても数年間にはとどまりそうもなく、従つて実質的には恒常法的な性格をもたざるを得ないと考えられるが、そのようなものが、長い休業期間を保障するとなれば、老親（高齢者）介護問題については基本

的に社会サービスの整備によって対処すべきであるという政策との間に矛盾が生じてくる恐れがある。また、家族に重度の障害者がいる等類似の事情を抱えた労働者との均衡的な扱い等も考慮しなければならない。

このような立場に立つとき、1の(1)で触れたような、重傷病の結果障害が残り、従つて、傷病看護に引き続いて障害介護が必要になる場合があることが注目される。休業期間について、労働団体の要求

（「1年間を最長として必要な期間」）【注10】にこだわらず、「介護に必要な期間」というよりも、介護施設に入所できるまでの「応急介護」又は「緊急介護」に必要な限定的な期間について特別に休業を保障するというような考え方について、例えば「最長二ヶ月」とし、それ以上は個々の労働者の実情に応じて（引き続き、法定期間を超える）休業を認めるよう努めることを事業主に義務づける、などの方式も考えられよう【注11】。また、当分の間、必要な老親介護の期間が相当長いものとなる場合も多いことを考慮すれば、いったん雇用関係を断ち、当該介護を終えた場合には、退職前の職に以前と同等の労働条件で優先的に雇用するという「介護退職者復職（再雇用）」制度についても検討する余地があろう。

なお、高齢者介護が社会サービスによるべきものであり、社会サービスは国又は自治体の一般財源（税金収入）によって賄われるべきものであるという考え方が確立した場合には、スウェーデンで行なわれているように、家族が「ヘルパーに代わって」高齢者（老親）の介護に当たる場合に、通常ヘルパーに支払われるべき賃金の範囲内で当該家族に一定の手当又は賃金を支払うこと【注12】も可能になってくるであろう。（休業中の所得保障問題については、ドイツで検討されている「介護保険制度」の動向【注13】にも注目しておく必要があるう。）

## (2) 家族の扶養等看護

家族（ここでは、基本的には配偶者及び一定年齢以上の子）が重傷病になった場合に、その入院・自宅療養上必要な世話や付添いをすることは、家族として当然であり、そのための休暇が保障されなければならない。

ILO第一五六号条約及び第一六五号勧告やECの「親休暇及び家族休暇に関する指令案」が、長期休暇である育児休業（親休暇）とともに「家族的責任を有する労働者」に認められるべきものとして想定

している短期休暇は、まさにこのような類型の休暇であろう。

この制度の場合は、休暇日数は、例えば「年に一週間～三〇日」程度のものとすべきであろう。家族が重傷病になった場合にもなお就労ことを追求すべきであろう。家族が重傷病になった場合にもなお就労を強制するようなことは、法律上明確に禁止するまでもなく、社会的に受け入れられないことが当然であることを考えれば、この制度の場合には、むしろ有給または手当支給とすることにこそ積極的な意味があると考えられる。また実際、ILO第一六五号勧告は「22「育児休暇」及び23「病気看護休暇」にいう休暇の間、関係労働者は、国内の事情及び慣行に従い、……社会保障による保護を受けることができる」(VI 社会保障—28)とし、ECの「親休暇及び家族休暇に関する指令案」も「報酬、社会保障の拠出及び手当並びに年金の権利については、家事休暇の期間は有給休暇と同じ扱いを受けるべきである」(第8条第4項)としている。

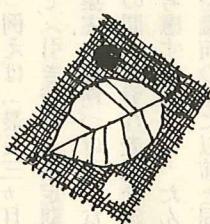
法制化の方策としては、労働基準法の改正又は単独法の制定が考えられるが、「家族看護休暇」を法制化しようとする場合には、当然、「本人の傷病休暇」の法制化も考慮しなければならないであろう。

### (3) 乳幼児の病気等看護又は介護

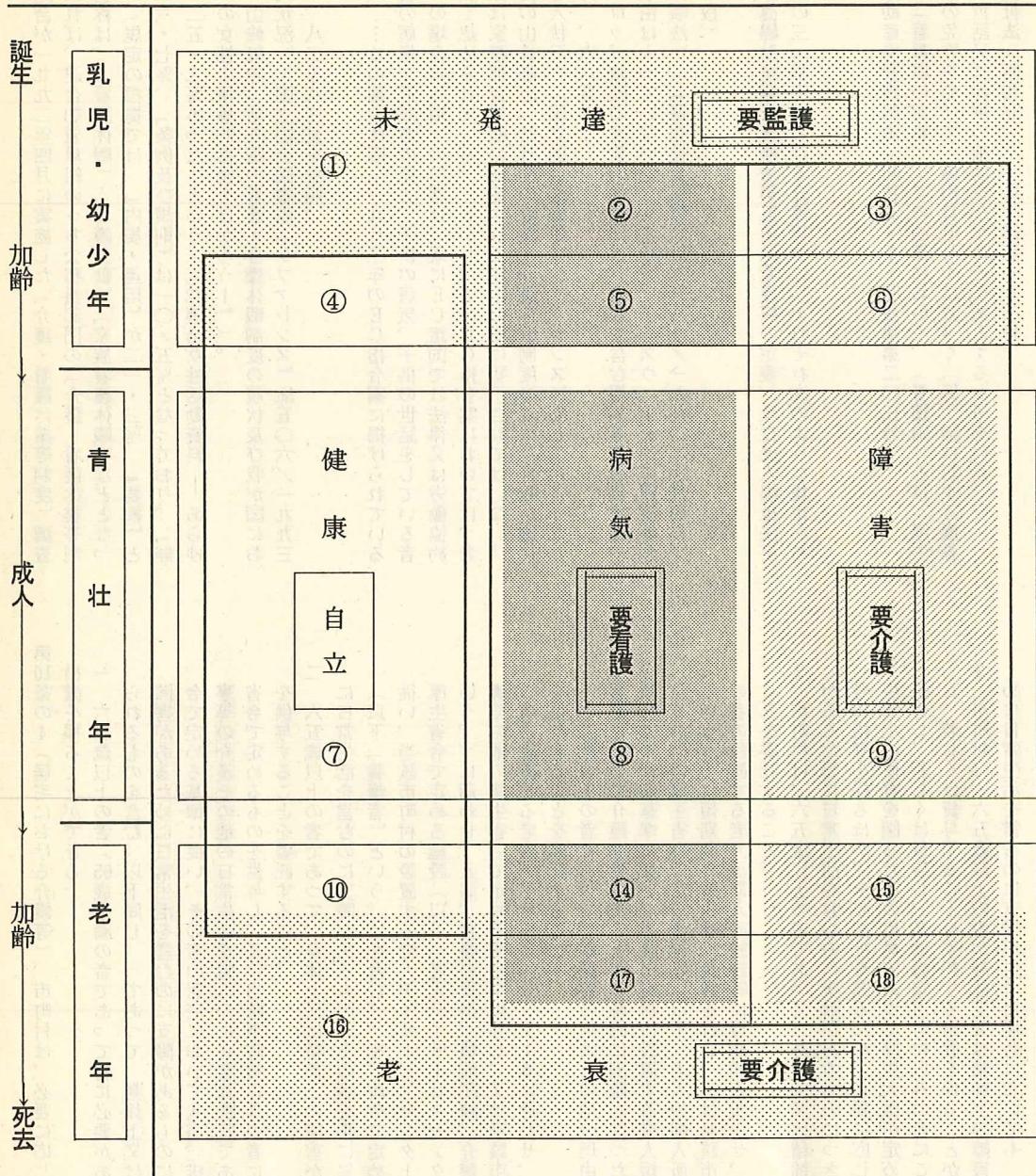
乳幼児は病気やケガをしやすく、それが比較的軽い場合であっても、そのような場合には、当然、親が看護しなければならない。病院へ通うことなども含め、日常的なことは自分でできるようになるまでは、どうしても、親の日常的世話を必要である。その意味で、乳幼児の病気等看護のための休業・休暇は、子育てに係る休業・休暇の類型に含めて考える方が適切であり、これを「家族看護休暇」の法制化の中で措置するよりもむしろ育児休業法の改正によって措置する方が適切であると考えられる。このような考え方を発展させれば、スウェーデンの親休暇制度のように、授業参観のための休暇についても、子育てに

伴い必要なものとして育児休業法の中で措置することが可能となろう。  
【注14】。

なお、乳幼児の病気等看護のための休業・休暇を育児休業（親休暇）の枠組みの中で措置することとした場合には、この休業・休暇に係る所得保障（又は所得補償）は、当然、狭義の育児休業に係る所得保障（又は所得補償）のあり方に左右される。狭義の育児休業については、一定額の賃金支払いを事業主に義務づけている国ではなく、多くの国で国庫又は社会保険制度から一定額支給されているが、日本では、四党共同育児休業法案【注15】のように、社会保険方式による給付が適切であると考えられる。



## 看護・介護等概念図



※ ①②及び③は育児休業（短期及び長期）、⑤⑧及び⑪は看護休暇（短期）、  
 ⑥⑨⑯⑰及び⑱は社会サービスで対応する。ただし、社会サービスの体制が  
 整備されるまでの間、⑥⑨⑯⑰及び⑱について介護休業（長期）も併用。

【注1】連合が一九九二年四月に実施した「介護・看護休業等制度」調査結果によれば、連合加盟単組のうち公務員部門の「介護・看護休業等制度」の名称は、「看護休暇」「看護欠勤」「家族看護休暇」などとなつており、「規定の根拠では、『内規・運用』が二一・三%、『要綱』としてが一六・七%、『条例及び規則』は一〇・五%となつており、「無回答」が二三・二%あった」という(「92連合女性活動資料」あらゆる分野への女性の積極的参画をはかるう!)。

なお、山崎隆志「諸外国の看護・介護休暇制度の現状及び我が国における導入状況」(国立国会図書館『レファレンス』No.506/一九九三年三月)、八二~八三頁を参照。

【注2】「……この種の休暇(一九八三年のEC指令案に掲げられている「配偶者の病気、近親者の死去、子供の病気、子供の世話をしている者の病気」の場合の休暇)の形態は、既にEC諸国では法律又は労働協約により広く認められている。しかし、このEC指令案においては、老親の病気は家事都合休暇の承認される理由の中に明示されではない。

「(前掲の山崎隆志「諸外国の看護・介護休暇制度の現状及び我が国における導入状況」(国立国会図書館『レファレンス』No.506/一九九三年三月)、六八頁)

「ヨーロッパ諸国の家族的休暇には、老親を含む親族等の病気看護や介護の事由は入っていない。」(古橋エツ子「スウェーデンの親族等介護有給休暇法」『週刊社会保障』No.一五八九/一九九〇年六月四日)、六〇頁一段)

【注3】保健婦助産婦看護婦法第五条(看護婦の定義)及び老人福祉法第一〇条の三(住宅における介護等)に、それぞれ次のような規定がある。

○保健婦助産婦看護婦法(昭和23・7・30法律第二〇三号)

第5条(看護婦の定義) この法律において、「看護婦」とは、厚生大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじょく(褥)婦に対する療養

上の世話又は診療の補助をなすことを業とする女子をいう。

○老人福祉法(昭和38・7・11法律第一三三号)

第10条の4(居宅における介護等) 市町村は、必要に応じて、次の措置を採ることができる。

一 六五歳以上の者(65歳未満の者であつて特に必要があると認められるものを含む。以下同じ。)であつて、身体上又は精神上の障害があるため日常生活を営むのに支障があるものにつき、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人デイサービスセンターその他の厚生省令で定める施設(以下「老人デイサービスセンター等」という。)に通わせ、沐浴・食事の提供・機能訓練・介護方法の指導その他の厚生省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者の設置する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該便宜を供与すること。

二 六五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるもの(その者を現に養護する者(以下「養護者」という。)を含む。)を含む。)を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人デイサービスセンターその他の厚生省令で定める施設(以下「老人デイサービスセンター等」という。)に通わせ、沐浴・食事の提供・機能訓練・介護方法の指導その他の厚生省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者の設置する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該便宜を供与すること。

三 六五歳以上の者であつて、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となつたものを、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人短期入所施設その他の厚生省令で定める施設(以下「老人短期入所施設等」という。)に短期間入所させ、養護を行い、又は当該市町村以外の者の設置する老人短期入所施設等に短期間入所させ、養護することを委託すること。

2 市町村は、六五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるため日常生活を営むのに支障があるものにつき、前項各号の措置を採るほか、その福祉を図るために、必要に応じて、日常生活上の便宜を図るために用具であつて厚生大臣が定めるものを給付し、若しくは貸与し、又は当該市町村以外の者にこれを給付し、若しくは貸与することを委託する措置を採ることができる。

3 市町村は、六五歳以上の者が身体上又は精神上の障害があるため日常生活を営むのに支障が生じた場合においても、引き続き

3

第1項に定める休暇の期間は、次の場合に延長できる。

当該労働者が一人親の家庭の世帯主である場合

居宅において日常生活を営むことができるよう、前2項の措置その他地域の実情に応じたきめ細かな措置の積極的な実施に努めるものとする。

このほか、社会福祉士及び介護福祉士法第2条（定義）第2項、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条（定義）第1項、厚生省「老人家庭奉仕員派遣事業運営要綱」（厚生省社会局長通知）、厚生省「身体障害者家庭奉仕員派遣事業運営要綱」（厚生省社会局長通知）など参照。

【注4】  
○ ILO第一六五号勧告  
IV 雇用条件  
23 (1) 被扶養者に対する家族的責任を有する男女労働者は、

当該子が病氣である場合には、休暇をとることができるべきである。

(2) 家族的責任を有する労働者は、保護又は援助が必要な他の近親の家族が病氣である場合には、休暇をとができるべきである。

(3) (1)及び(2)にいう休暇の期間及び条件は、各國において、3に規定する方法のいずれかにより決定すべきである。

【注5】  
○ECCの「親休暇及び家族休暇に関する指令案」

1 労働者は、家族から生ずる差し迫った理由のため一年につき最

低日数の休暇（加盟国が定める。）を請求する権利を有する。

2 特に次の事項は、家族から生ずる差し迫った理由として考慮されなければならない。

配偶者の病気

近親者の死

子の結婚

子又は子を世話をする者の病気

労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条（定義）第2項、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条（定義）第1項、厚生省「老人家庭奉仕員派遣事業運営要綱」（厚生省社会局長通知）、厚生省「身体障害者家庭奉仕員派遣事業運営要綱」（厚生省社会局長通知）など参照。

【注6】山崎隆志の、①「親休暇及び家事休暇に関するEC指令案」（「日本労働協会雑誌」第二九九号／一九八四年三月）、②「諸外国における親休暇及び看護休暇」（国立国会図書館「調査と情報」第五四号／一九八八年一〇月二日）、③同「我が国の看護休暇制度及び外国の病児看護休暇制度の現状」（『政法連』第七六号／一九八九年九月）及び④「諸外国の看護・介護休暇制度の現状及び我が国における導入状況」（国立国会図書館「レフアレンス」No.506／一九九三年三月）前掲）参照。

【注7】①古橋エツ子「スウェーデンの親族等介護有給休暇法」（『週刊社会保障』No.1589／一九九〇年六月四日）前掲、②同「スウェーデンの親族等介護休暇法の意義」（『季刊・年金と雇用』第9巻第4号／一九九一年三月）、③三瓶恵子「スウェーデンの看取り休暇制度」（『海外社会保障』第91号／一九九一年冬）などの紹介がある。

【注8】一九九〇年二月七日、土井委員長が記者発表した（日本社会党政策審議会「政策資料」No.2-83／一九九〇・四・一）に収録）。『『寝たきり』は防止できるとの立場から、要介護者の人間性・主体性を尊重した自立援助の責任が国にあることを明確にし、とりわけ食事、衣類の着脱、入浴など日常の基礎的な生活動作にさえ介護を必要とする人々の介護（重介護）保障をナショナル・ミニマムとして位置づける。

また、それに必要な費用の3/4を国が負担することとする」とした上で、「必要に応じて利用できる在宅ケア・コール・システム」の確立などを打ち出している。

なお、一九九二年七月一三日には、田辺委員長が「高齢者ケア集中整備7か年計画の実施を――『高齢者の生活を支援するための国庫補助の特例に関する法律』（仮称）の制定を提唱する」（『政策資料』

No.三二二／一九九二・九・一に収録) を記者発表している。

『罰則』 罰則を設ける。

【注9】雇用職業総合研究所(現・日本労働研究機構)が一九八九年に実施した調査によれば、家族の介護を中心的に担う者で仕事をしていた者のうち、介護のために仕事をやめたり、勤務先や勤務条件などを変更した者が四割を超えており(四三・九%)。うち仕事をやめた者は二三・八%、また、介護を必要とする者が生じた場合は「仕事を続けるられないと思う」とする者が半数近く(四七・〇%)にのぼっている(「老人介護と家族の就労に関する調査(平成元年)」)。

また、総理府が同じく一九八九年に実施した世論調査によれば、長く働き続ける場合の困難や障害として挙げられているものは、「育儿」(六一・四%)に続き「老人や病人の世話」(四五・三%)が二番目に多くなっている(総理府「女性の就業に関する世論調査(平成元年10月)」)。

【注10】連合は、一九九二年二月二〇日の中央執行委員会において次のようないわゆる「介護休業制度・短時間勤務制度」の法制化のための骨子」を確認し、同月、社会、公明、民社、社民連の四党と連合参議院に共同法案の作成、国会提出を要請した。

【注12】「毎週少なくとも二〇時間介護を提供する高齢者の親族は、手当を申請する権利がある。この手当は地方自治体より支払われ、在宅介護を提供するためにスウェーデンの市町村より雇用されているホームヘルプに支払われている額と同額である。ちなみに現在スウェーデンには一万人強の家族介護者がいる。」(山崎隆志「諸外国の看護・介護休暇制度の現状」『労働調査協議会「労働調査』一九九一年四月号)

「……コミニーンは、老人が住居および生活的に自立できるように、在宅における扶助、援助、その他のサービス等を提供し、サービスハウスの整備等をしなければならない。……/「スウェーデンの」ホームヘルパー制度には、公的なヘルパー(地方公務員)と、親族または家族のみを介護する親族介護人=家族ヘルパーとがある。後者は、仕事をやめて家族を介護する人をコミニーンがヘルパーとして雇用する制度である。つきつきりの介護と判断された場合、公的なヘルパーと

【注11】労働省の「介護に関する企業内福祉制度についてのガイドライン検討会議報告書」には、次のような指摘がある。

長寿研の報告によると、家族が疾病等により介護を要する状態になつた場合は、通常まず病院等の医療施設での治療が行われ、症状が固定し状態が安定した段階で施設ケアや在宅ケアに移行するという推移をたどることになるが、この中で特に発症から症状が安定するまで、または介護に係る外部サービスの調達などが可能となるまでの一定期間はかなりの度合いで家族の手が必要になるケースが多いと考えられる。

労働者の家族に介護すべき者が発生した場合、上記必要に応じて緊急避難的に一定期間休業をとることを可能にする制度は、このようないい況におかれた労働者が不本意にも退職せざるを得なくなることを防ぐためには是非とも必要である。(「介護に関する企業内福祉制度についてのガイドライン検討会議報告書(平成4年5月)」9頁)

『名称』 介護休業法  
『目的』 家族の介護を必要とする労働者が、一定期間休業し、介護を行うための介護休業制度と、勤務時間の短縮を設けることによって、雇用の継続を図ることを目的とする。  
『対象者』 介護を必要とする家族をかかる労働者。  
『家族の範囲』 原則として、同居又は扶養している配偶者、血族、姻族の二親等までとする。  
『期間』 一年間を最長として必要な期間とする。  
『休業中の生活保障』 休業中の生活保障として、従前賃金の( ) %相当を介護休業手当として支給する措置をとる。  
『休業後の職場復帰』 原則、原職復帰とする。  
『労働時間の短縮』 介護のための短時間勤務制度を設ける。  
『不利益取扱いの禁止』 解雇その他不利益取り扱いを禁止する。

同額の給与を保障される。」（古橋エツ子「スウェーデンの介護休暇制度」、「婦人労働」No.16／一九九一・九・二二）56頁）

一九九三·一〇·一七

# 行革審最終答申について（談話）

[注13] ①健保連・社会保障研究室「介護保険創設をめぐる動き」(健保連『健康保険』平成4年6月号)、②土田武史「ドイツにおける介護保険の動向」(『週刊社会保障』No.一九七二/一九九二・一・二〇)などの紹介がある。

〔注14〕「スウェーデンは、子どものための介護休暇が、親族等介護休暇法より先に制度化されている。育児休暇との関連で、働く親にとっての就労障害が、子どもの育児より病気のときの方が高い」という調査結果から、「子どもの介護休暇制度の充実がされている。このことが、七歳以下の子どもを持つ女性の就労率を上昇させ、かつ、出生率の低調なヨーロッパ諸国の中で、出生率を高くしている要因の一つとなっているのであろう。」（古橋エツ子「スウェーデンの介護休暇制度」）  
（『婦人労働』No.16／一九九一・九・二二）前掲、51頁）

**[注15]** 日本社会党政策審議会『政策資料』No.一八五／一九九〇・六・一に収録されている。

最終答申は、行政改革の基本方向として、「官主導から民の自律へ」・「中央から地方へ」の社会経済システムの転換という行政改革の理念と中長期的課題を鮮明に打ち出しており、守旧的な官の壁を突き崩すために不可欠の国民の理解と支持を得るという観点から評価できる。また、「縦割り」行政を排した総合的・一体的な行政システムの構築という基本的な考え方についても、従来からその必要性が叫ばれてきたところであり、異論はなく、問題はその具体策である。

特例公債発行の抑制と行政財政改革などによる財政基盤の健全化を着実に推進しようと提言していることは、一つの選択肢として尊重したい。しかし、景気底割れが現実視されている折、頑なな緊縮財政路線が、かえって不況克服の兆しを摘むことにならぬいか、議論を深めたい。現状においては、財政の均衡に固執するならば、不況は進むばかりであり、結果として待つものは、税収減による財政赤字の増大である——との指摘は傾聴に値するのではないか。

所得・資産・消費のバランスのとれた税体系の構築は異論のないところである。高齢社会に対応できる税制の姿については、まず最初に、国民に納得をもって迎えられる福祉ビジョンを明確にした上



で、国民的な合意形成に向けた議論を尽くしたいと考える。

### 3

生活者・消費者重視を掲げて発足した連合政権にとって、規制緩和の推進は試金石ともいべき最重要の政策課題である。かつて行政改革は「中曾根民活」に変質し、規制緩和の名のもと、新たな政治・行政腐敗がもたらされたが、非自民の連合政権では、本来の規制緩和の推進ができるものと期待されている。

答申では、原則自由・例外規制というゼロベースの立場に立ち返っての見直しを基本に、規制の一定期間後の見直し・廃止を義務付けるサンセット的条項の導入や規制緩和オングルマンの設置、規制緩和白書の公表など積極的提案が示されるとともに、製造物責任制度については年内に結論を得るよう促されている。社会党は連立政権与党としてこれらの答申事項を真摯に受け止め、生活者・消費者の視点に立った規制緩和の推進と国民経済の再構築に全力を挙げたい。

### 4

答申は、地方分権の課題は「新たな段階を切り拓いていくべき状況になっている」とし、「地方分権の推進を望む声は今や大きな流れとなっており、……国を挙げた積極的な取組みが強く求められる」、「国と地方の役割分担を本格的に見直した上で、国から地方自治体への権限の移管等を着実に実行する必要がある」としている。地方分権の意義と展望について、このように体系的に言及した国レベルの答申は初めてであり、今回の答申について評価をしたい。国・地方の新たな役割分担に見合った地方税財源の充実強化に言及していることも、当然のことではあるが、歓迎する。

国会においては、すでに第一二六国会で全党一致の「地方分権推進決議」が行なわれている。答申は「地方分権に関する大綱方針」の策定を「一年程度を目途に」とし、その後に「地方分権推進に關する基本的な法律の制定を目指す」としているが、このタイムスケジュールは繰り上げ、早急に立法化が図られるべきである。

### 5

「大くらりな省庁体制」という中央省庁体制の再編についての大膽な提言については、縦割り行政の打破という積極姿勢を評価するが、生活者や消費者を重視するという革新理念に反しないよう十分な議論を必要としよう。

公務員制度改革について、現行縦割り型採用から共同採用方式を提倡していることは評価できる。専門職の養成策など人事運営上の問題点について十分検討した上で、公務員のセクショナリズムを打破すべきである。

公務員の退職管理について、人事院の承認制度を見直すかのような表現は、官業の関係の公正性・透明性の確保が課題となっている改革の流れ逆行するのではないかとの危惧をもたざるをえない。むしろ、天下り防止策を強化するべきである。

### 6

行政改革の推進のために、いわゆるオングルマン的システムの導入を提唱していることは評価するが、行政情報公開法の制定について積極的提言が欠落しており、社会党としては、法制定に向けた検討機関の設置を求めていきたい。

また、今回の答申は特に、「政・官・業の構造改革」に言及しているが、基本的にはわれわれも同様の認識をもっており、当面、政治改革関連法案の早期成立に全力を挙げたい。

一九九三·九·三〇

談話

—凶作によるコメの緊急輸入にあたつて—

日本社会黨  
書記長久保

三

平成五年産甘味資源作物等及び  
大豆の生産者価格等について

農林水産省は、九月十五日現在の水稻の作況指数が八十となり、戦により決定すべきものと考える。

後最悪の凶作となることが明らかになつたため、とりあえず、加工用米を二十万トン緊急輸入することを決定した。しかし、ことしの作況指数からみれば、これだけにとどまらず、主食用のコメについても百

わが党は、かねてより、国民の主食である米の自給をまもるために減反政策の見直しや備蓄制度の確立をはかるよう主張してきたが、前政権のもとでは、単年度受給の方針を崩さず、綱渡り的な米の需給操作を行ってきた結果が今回の事態を引き起こしたのである。しかも、

一九八四年韓国米輸入の際には、二度とふたたび米輸入という事態を招かないよう国会決議をおこなつてきているのである。

今後、減反政策を見直すとともに落ち込みを余儀なくされた農家の生産意欲をよみがえらせるための農政を確立し、あわせて、備蓄制度を早急に確立し、国民の主食を安定的に確保する。また、今回の米輸入は、ガットで議論されている米の市場開放とは全く別問題であり、「例外なき関税化」を受け入れないというわが国の方針を変更するものでないことはいうまでもない。

2 平成五年産てん菜から、てん菜経営の高能率化と合理的な輪作体系に基づく計画的なてん菜生産への生産者の取組みを強化するため、三ヵ年を目途に「てん菜高能率計画生産推進費」（一九〇円／トン）を措置すること。

1 平成五年産甘味資源作物等及び大豆の生産者価格については、これを据え置くこと。

なお、てん菜の原料糖対策費についてはこれを廃止すること。  
また、てん菜生産の省力化を図るため、オートプランターを導入した新技術体系の実証展示事業を明年度から実施すること。

3 平成五年産甘しそについて、その収穫量の大幅な減少にかんがみ原料用甘しその円滑な集荷と農家所得の確保を図る観点から甘しそでん粉製造事業者において、本年産限りの臨時特例の措置として「平成五年産原料用甘しそ臨時集荷特別措置」（原料用甘しそ一トン当たりに付き二〇〇円）を実施することとし、これに要する経費について原料用甘しそ集荷奨励金の政府負担額の増額により措置す

ること。

4 平成五年産大豆については、流通改善緊急対策として、生産流通の改善を図るため、集荷の促進、集荷ロットの拡大及び契約販売の促進のための対策を講ずること。

また、新設する特定加工用大豆の価格は、基準となる普通大豆の銘柄区分II・2等との格差をマイナス一、六〇〇円の一二、六一八円とすること。

5 このほか、畑作農業の振興と農家所得の向上を図るため、高度な畑作経営体の育成、排水施設の整備等生産基盤の整備、優良品種の開発研究等の措置を講ずること。

一九九三・一〇・七

## 平成五年産甘味資源作物等及び

### 大豆の生産者価格等について

農林水産省

#### I てん菜、いも類

1 てん菜、いも類の生産者価格  
てん菜 最低生産者価格 一七、三一〇円／トン

(前年

てん菜高能率計画生産推進費 一九〇円／トン

原 料 糖 对 策 費 (廃止) 一九〇円／トン

(前年 一九〇円／トン)

(注) 平成五年産甘しそについて、その収穫量の大幅な減収に

生産者価格計 一七、五〇〇円／トン  
(前年 一七、五〇〇円／トン)  
(対前年 ±〇%)

(前年 ±〇%)

(注1) 「てん菜高能率計画生産推進費」は、近年の

てん菜を取り巻く国際情勢、てん菜糖の需給動向等にかんがみ、てん菜経営の高能率化と

合理的な輪作体系に基づく計画的なてん菜生産への生産者の取組みを強化するため、平成五年産から三ヶ年を目途に一九〇円／トンを措置するものである。

(注2) てん菜生産の省力化を図るため、オートセンターを導入した新技術体系の実証展示事業を来年度から実施する。

馬鈴しょ

#### 原料基準価格

一四、四一〇円／トン (八六五円／俵)  
(前年 一四、四一〇円／トン (八六五円／俵))

(対前年 ±〇%)

#### 原料基準価格

一五、四六九円／トン (九五五円／俵)  
(前年 一五、四六九円／トン (九五五円／俵))

#### 奨励金相当分

一六、四〇一円／トン (二四〇円／俵)  
(前年 六、四〇一円／トン (二四〇円／俵))

#### 取引指導価格

三、八七〇円／トン (一、一九五円／俵)  
(前年三、八七〇円／トン (一、一九五円／俵))

(対前年 ±〇%)

かんがみ、原料用甘しょの円滑な集荷と農家所得の確保を図る観点から、甘しょでん粉製造事業者において、本年産限りの臨時特例の措置として「平成五年産原料用甘しょ臨時集荷特別措置」（原料用甘しょ一トン当たりにつき一〇〇円）を実施することとし、これに要する経費について原料用甘しょ集荷奨励金の政府負担額の増額により措置するものとする。

## II 大豆

### 1 基準価格

#### (1) 普通大豆（銘柄区分Ⅱ・二等価格）

一四、二一八円／60 kg (対前年 ±〇%)

(前年 一四、二一八円／60 kg)

#### (2) 特定加工用大豆（合格） 一二、六一八円／60 kg

(平成五年産から新設、交付金対象)

### 2 銘柄・等級間格差（普通大豆のみ）

#### (1) 銘柄間格差

区分Ⅰ+、二〇〇円／60 kg (前年+、二〇〇円／60 kg)

区分Ⅱ ○円／60 kg (前年 ○円／60 kg)

区分Ⅲ▲ 三〇〇円／60 kg (前年▲ 三〇〇円／60 kg)

#### (2) 等級間格差

1等 + 九〇〇円／60 kg (前年+ 九〇〇円／60 kg)

2等 ○円／60 kg (前年 ○円／60 kg)

3等 ▲ 九〇〇円／60 kg (前年▲ 九〇〇円／60 kg)

### 3 最低標準額

四、九七五円／60 kg (前年+四、六七六円／60 kg)

### 4 概算払い比率

八五% (前年 八五%)

(注) 平成五年産大豆にかかる流通改善緊急対策として、生産流通の改善を図るため、別紙のとおり、集荷の促進、集荷ロットの拡大及び契約販売の促進のため対策を講ずる。

販売団体の入札方法の改善等を行う。

### (1) 特別集荷促進対策

ア 集荷量の確保、集荷ロットの拡大を通じ安定供給及び流通の合理化を図るため、

① 一倉所に二〇〇俵以上集荷され、

② 集荷量が、前年比一割以上増加した場合、又は集荷率2—3以上の場合、

イ 集荷団体が一俵当たり五〇〇円を定額で生産者に交付する。

(注) 販売価格に集荷合理化効果が適切に反映されるよう調整

販売団体の入札方法の改善等を行う。

### (2) ロット集約化対策

ア ロットの集約化を図り流通の合理化に資するため二〇〇俵以上

集荷された倉所の倉庫から集約倉庫へ移動させ五〇〇俵以上とした場合、

イ アの移動に係る運送経費等の実費を移動を行った者に交付する。

### (3) 契約販売促進対策

ア 実需者等のニーズに対応して通常よりきめ細かな調製を行った大豆の契約販売を促進するため、

① 一倉所当たりの集荷数量が四〇〇俵以上であり、

② 集約数量の1—2以上を競争入札で販売し、

③ 残り1—2以下の数量が競争入札価格と同価格以上で、随意

契約販売された場合、

イ 隨意契約分につき一俵当たり六〇〇円を定額で交付する。

一九九三・一〇・一四

## 平成五年産さとうきびの

### 生産者価格等について

連立与党幹事会

平成五年産さとうきびの生産者価格等については、次により決定すべきものと考へる。

1 平成五年産さとうきびの生産者価格等については、これを据え置くこと。

2 昨年措置された「品質取引緊急整備対策費」については、前年同額とすること。

なお、平成六年産からのさとうきびの品質取引への移行を控え、生産者に不安を与えることのないよう、その準備に万全を期すとともに、鹿児島、沖縄両県において設けられた「品質取引対策基金」については、状勢の変化に適切に対応し、事業が着実に実施し得るよう措置すること。

3 沖縄県において措置されている「糖業振興臨時助成金」は、前年同額の二三億円とすること。

4 さとうきびの生産振興と一層の生産性・所得の向上を図るために、農業経営の集団化・組織化、基盤整備と農地利用の集積、機械化一貫体系の実用化、高品質栽培技術の普及など諸対策を総合的に推進すること。

一九九三・一〇・一四

## 平成五年産さとうきびの

### 生産者価格等について

農林水産省

1 平成五年産さとうきびの生産者価格等は、次のとおりとする。

(1) さとうきびの原料価格

最低生産者価格

二〇〇、一九〇円／トン (前年二〇〇、一九〇円／トン)

品質取引緊急整備対策費 (注)

三五〇円／トン (前年

三五〇円／トン)

合計

二〇〇、五四〇円／トン (前年二〇〇、五四〇円／トン)

(前年同額)

(注) 「品質取引緊急整備対策費」 (三五〇円／トン) の内訳は次のとおりとする。

・農家手取り分

一一〇円／トン

・指導費等

うち一〇〇円／トンは「さとうきび品質取引対策基金」の造成に充当されるものとする。三〇円／トンは団体指導費とする。

鹿児島産

二六九、四四八円／トン（前年二六九、四四八円／トン）

（前年同額）

沖縄産

一六七、〇七九円／トン（前年一六七、〇七九円／トン）

（前年同額）

- 1 糖業振興臨時助成金は、前年同額の十三億円とする。
- 2 さとうきびをめぐる情勢の変化に対応するため、別添のとおり、「さとうきび生産振興総合対策」を推進することとする。

### さとうきび生産振興総合対策の推進

- 1 鹿児島県、沖縄県における離島を中心とするさとうきび生産において生産農家の高齢化等による収穫面積の減少が続く状況にかんがみ、品質取引への移行を契機にさとうきび生産振興に関する諸施策につき、その内容の充実を図り、従来以上に総合的かつ効率的に実施していくことが緊要である。
- 2 このため、「畑作農業の生産性向上等の指針」及び農政審報告における畑作の経営展望の早期実現に向けて、さとうきびの一層の生産性・所得の向上を図るために、農業経営の集団化・組織化・基盤整備と農地利用の集積が増加すると見込まれる場合に、基盤整備等の基盤整備を効率的に実施するとともに、事業完了時に担い手への農地利用の集積が増加すると見込まれる場合に、基盤整備事業に要する経費の一部につき、農林漁業金融公庫等の無利子資金を融通する。

#### 3 経営の集団化・組織化

- 今後育成すべき経営体への農地の利用集積対策を強力に推進するとともに、構造政策と連携しつつ生産基盤の計画的・効率的整備、生産の安定化・高品質化を図るための条件整備等を促進し、経営の集団化・組織化を推進する。

#### 4 高品質栽培技術の普及

- さとうきび生産の省力化、品質の向上等を目指して機械化一貫作業体系の確立普及、高付加価値技術の開発等を促進する。

#### 5 機械化一貫体系の実用化

- 収穫作業のほか、植付け作業、株出管理作業の機械化について、生産現場における実証調査及び機械の改良等を実施し、機械化一貫体

（別紙）

### さとうきび生産振興総合対策の概要

#### 1 指導推進対策

- さとうきびの進展や収穫面積の減少等に対処して、効率的で活力あるさとうきび生産を実現するため、農業経営の機械化・組織化をはじめ、さとうきびの安定的生産に向けての両県における取組み体制の強化を図るとともに、農林水産省においても本対策の推進体制を整備する。

#### 2 基盤整備と農地利用の集積

- さとうきびを含め、畑地帯農業の生産性の向上と省力化並びに担い手の育成を図ることを目的として、農業用排水施設、農道、区画整理等の基盤整備を効率的に実施するとともに、事業完了時に担い手への農地利用の集積が増加すると見込まれる場合に、基盤整備事業に要する経費の一部につき、農林漁業金融公庫等の無利子資金を融通する。

#### 3 経営の集団化・組織化

- 今後育成すべき経営体への農地の利用集積対策を強力に推進するとともに、構造政策と連携しつつ生産基盤の計画的・効率的整備、生産の安定化・高品質化を図るための条件整備等を促進し、経営の集団化・組織化を推進する。

#### 4 高品質栽培技術の普及

- さとうきび生産の省力化、品質の向上等を目指して機械化一貫作業体系の確立普及、高付加価値技術の開発等を促進する。

#### 5 機械化一貫体系の実用化

- 収穫作業のほか、植付け作業、株出管理作業の機械化について、生産現場における実証調査及び機械の改良等を実施し、機械化一貫体

系の実用化を促進する。

#### 6 試験研究

平成五年三月に改定された作物育種推進基本計画に基づき早熟・高糖性の優良品質の開発を促進するとともに、新品种の普及の促進を図る。

#### 7 農業共済

さとうきびについて品質取引に対応した農業共済の適用が可能となるよう所要の見直しを行う。

#### 8 甘しそ糖企業対策

収穫面積の減少等により経営が困難になりつつある甘しそ糖企業について、企業の体质強化を図るために、地域の実情に応じた合併・合理化に向けた具体的方策を検討するとともに、経営の合理化、効率化等のために必要な経費について、その負担軽減を図る。

べきである。また、本年産米の著しい作柄不良に起因する厳しい需給環境の下でも、国民に主要食糧を安定的に供給するという食糧管理制度の基本的役割を十分に踏まえ、米の適正な供給の確保と便乗値上げの防止を図るため、万全の措置を講すべきである。

#### 1 共済金の早期かつ円滑な支払

(1) 被災農家に対し共済金を年内に支払うこととし、補正予算において再保険金の支払いに必要な財源を確保する。

(2) 損害評価に必要な経費の助成

損害評価の迅速かつ的確な実施を確保するために必要な経費を特別に助成

(3) 共済金等の円滑な支払いの確保

共済金、保険金の円滑な支払いに支障をきたすことのないよう、農業共済基金に追加出資

#### 2 被災農家の緊急資金需要への対応

(1) 天災融資法、激甚災害法の発動

十一月上旬の発動に向けて作業中

(2) 天災資金、自作農維持資金金融融資枠の確保と融資条件に関する特別的措置

#### ① 天災資金 ア 融資枠

二、〇〇〇億円（五五年 一、二〇〇億円）

イ 据置期間の設定

据置期間を三年間設定し、元本の返済を三年間猶予する。  
ウ 金利水準

据置期間に相当する当初三年間の金利を特例的に引き下げる。

## 冷害対策等の実施について

#### 連立与党幹事会

一九九三・一〇・二八 農業総合政策の整備

今回の未曾有の冷害による農作物の不作は、台風等による農作物被害と併せ、農家経済のみならず地域経済に深刻な影響をもたらしている。このような深刻な事態を踏まえ、担い手農家の営農意欲の向上と経営の安定、農業生産力の維持、地域経済の安定的発展を図るため、これまでにない特例的な措置を含む以下の冷害対策等を緊急に実施す

### 当初三年間の特例金利 その後の金利

円) の利息を減免

○ 三・〇%以内資金 ..... 一・五% 三・〇%

○ 五・五%以内資金 ..... 三・五% 四・〇%

○ 六・五%以内資金 ..... 四・〇% 四・三%

### ② 自作農維持資金

#### ア 融資枠

一、〇〇〇億円(五五年 七二〇億円)

#### イ 貸付限度額

一般には自作農維持資金全体の残高ベースで一五〇万円が限度であるが、特例的に引き上げる。

○ 北海道 ..... 既往残高 + 一七〇万円

○ 内地の一部 ..... 残高ベースで三〇〇万円

#### ウ 金利水準

天災資金の三・〇%以内資金の対象者(特別被害地域の特別被害者)について、据置期間に相当する当初三年間の金利を特例的に引き下げる。

当初三年間の特例金利 その後の金利

三・〇% 四・〇%

#### (3) 経営資金等の円滑な融資及び既貸付金の条件緩和

① 被災農家の実情に応じて償還条件を緩和することによって償還負担を軽減

② 農業改良資金の既貸付金の支払猶予措置

### 3 被害の実情に応じた課税上の対応

所得税の予定納税額の減額、納税の猶予、地方税の減免等

### 4 米の予約概算金の利息の減免措置

天災融資法の発動に即応して予約概算金(60kg当たり三、〇〇〇

### 5 来年度種子の確保等

- ① 農業者に低価格で種子を供給する事業に対し特別に助成  
② 一般種子、準種子及び転用種子の全国的融通

### 6 公共事業等の推進を通じた就業機会の確保

- ① 未契約工事の早期執行、工事執行における被災農家の優先的雇用  
② 初予算及び補正予算による公共・非公共事業の被災地域における推進

### 7 被災農家に対する円滑な就労斡旋

被災農家の就労に配慮した事業の促進、出稼ぎ農業者対策の実施体制の強化等

### 8 その他被災農家、被災地域に対する支援措置

(1) 総事業費概ね二、〇〇〇億円程度の冷害等関連対策事業の緊急実施

被災地域における営農意欲の減退や地域経済の落ち込み等に対処するため、次の冷害等関連対策事業を実施する。

- ① 初予算及び一次補正予算による事業の未契約分につき、特別枠を設定し被災地域に重点配分

② 二次補正予算において次の事業を追加実施

ア 公共  
被災地域における営農の安定を図るとともに、被災農家の就労による所得の確保に資するための基盤整備等の実施

イ 非公共

・農家の雇用促進や翌年度の営農安定に資する畦畔改良をはじめとする小規模土地基盤整備等の実施

・転作田における水稻作付復帰のための助成

#### (2) 土地改良負担金対策

本年度償還分を翌年度以降に繰延べ等を行うとともに、これに伴う利子負担分を国と都道府県で補給

対象地区：受益地の過半が今年の冷災害により天災融資法に基づく特別被害地域の指定を受けている土地

改良区等

#### 融資限度額

・天災融資法に基づく特別被害農業者の要件に相当する被害を受けた農業者の負担金の合計額

#### (3) 畜産経営対策

##### ① 越冬用粗飼料の確保

ア 秋期作の活用、農場副産物等の活用、指導連絡体制の強化  
イ 秋冬作飼料作物の作付拡大に要するは種経費及び国産粗飼料の広域流通に要する運送経費の助成

② 家畜導入事業資金供給事業の特例

③ 貸付期間の満了する牛を対象とする一年間の貸付け延長

④ 被災農家の飯米確保

市町村長を通じた自主流通米の供給、生産者間の有償譲渡による飯米の確保、農協店舗を通じた組合員農家への安定供給

⑤ 米の集荷・流通対策

⑥ 被害の著しい地域において平成六年産米の集荷の確保のため、一次集荷業者が行う各種事業（被災農家支援等）に対する助成  
規格外米の自主流通米・政府米としての買入れ

⑦ 他用途利用米の特例的作況調整

⑧ 試験研究、技術指導の強化

⑨ 異常気象灾害に関する試験研究の強化、冷夏の実態と水稻の

生育障害機構を解明する緊急調査研究の実施  
② 来年以降の稻作生産体制の強化を目的とする本年の作柄低下要因、近年の水稻生産力に関する緊急調査の実施

#### 9 地方財政措置

冷害対策を実施する地方公共団体に対する特別交付税等による支

援

一九九三・一〇・二八

## 冷害対策等の実施について（案）

農林水産省

今回の未曾有の冷害による農作物の不作は、台風等による農作物被害と併せ、農家経済のみならず地域経済に深刻な影響をもたらしている。このような深刻な事態を踏まえ、担い手農家の営農意欲の向上と経営の安定、農業生産力の維持、地域経済の安定的発展を図るため、これまでにない特例的な措置を含む以下の冷害対策等を緊急に実施するものとする。また、本年産米の著しい作柄不良に起因する厳しい需給環境の下でも、国民に主要食糧を安定的に供給するという食糧管理制度の基本的役割を十分に踏まえ、米の適正な供給の確保と便乗値上げの防止を図るため、万全の措置を講ずるものとする。

#### 1 共済金の早期かつ円滑な支払

① 被災農家に対し共済金を年内に支払うこととし、補正予算において再保険金の支払いに必要な財源を確保する。

(2) 損害評価に必要な経費の助成

損害評価の迅速かつ的確な実施を確保するためには必要な経費を

特別に助成

(3) 共済金等の円滑な支払いの確保

共済金、保険金の円滑な支払いに支障をきたすことのないよう、農業共済基金に追加出資

2. 被災農家の緊急資金需要への対応

(1) 天災融資法、激甚災害法の発動

十一月上旬の発動に向けて作業中

(2) 天災資金、自作農維持資金融資枠の確保と融資条件に関する特例的措置

① 天災資金

ア 融資枠

一、〇〇〇億円（五五年 一、一〇〇億円）

イ 据置期間の設定

据置期間を三年間設定し、元本の返済を三年間猶予する。

ウ 金利水準

据置期間に相当する当初三年間の金利を特例的に引き下げる。

当初三年間の特例金利 その後の金利

○ 三・〇%以内資金 一・五% 三・〇%

○ 五・五%以内資金 三・五% 四・〇%

○ 六・五%以内資金 四・〇% 四・三%

② 自作農維持資金

ア 融資枠

一、〇〇〇億円（五五年 七二〇億円）

イ 貸付限度額

一般には自作農維持資金全体の残高ベースで一五〇万円が限度であるが、特例外に引き上げる。

○ 北海道……既往残高 + 一七〇万円  
○ 内地の一部……残高ベースで三〇〇万円

ウ 金利水準

天災資金の三・〇%以内資金の対象者（特別被害地域の特別被災者）について、据置期間に相当する当初三年間の金利

を特例的に引き下げる。

当初三年間の特例金利 その後の金利

三・〇% 四・〇%

(3) 経営資金等の円滑な融資及び既貸付金の条件緩和

① 被災農家の実情に応じて償還条件を緩和することによって償還負担を軽減

② 農業改良資金の既貸付金の支払猶予措置

3. 被害の実情に応じた課税上の対応

所得税の予定納税額の減額、納税の猶予、地方税の減免等

4. 米の予約概算金の利息の减免措置

天災融資法の発動に即応して予約概算金（60kg当たり三、〇〇〇円）の利息を减免

5. 来年度種子の確保等

① 農業者に低価格で種子を供給する事業に対し特別に助成  
② 一般種子、準種子及び転用種子の全国的融通

6. 公共事業等の推進を通じた就業機会の確保

① 未契約工事の早期執行、工事執行における被災農家の優先的雇用

- (2) 当初予算及び補正予算による公共・非公共事業の被災地域における推進

### 7 被災農家に対する円滑な就労斡旋

被災農家の就労に配慮した事業の促進、出稼ぎ農業者対策の実施体制の強化等

### 8 その他被災農家、被災地域に対する支援措置

#### (1) 総事業費概ね二、〇〇〇億円程度の冷害等関連対策事業の緊急実施

被災地域における営農意欲の減退や地域経済の落ち込み等に対処するため、次の冷害等関連対策事業を実施する。

#### (1) 当初予算及び一次補正予算による事業の未契約分につき、特別枠を設定し被災地域に重点配分

#### (2) 二次補正予算において次の事業を追加実施

##### ア 公共

被災地域における営農の安定を図るとともに、被災農家の就労による所得の確保に資するための基盤整備等の実施

##### イ 非公共

・農家の雇用促進や翌年度の営農安定に資する畦畔改良をはじめとする小規模土地基盤整備等の実施

##### ・転作田における水稻作付復帰のための助成

#### (2) 土地完了負担金対策

本年度償還分を翌年度以降に繰延べ等を行うとともに、これに伴う利子負担分を国と都道府県で補給

**対象地区**：受益地の過半が今年の冷害により天災融資法に基づく特別被害地域の指定を受けている土地

改良区等

融資限度額：天災融資法に基づく特別被害農業者の要件に相

当する被害を受けた農業者の負担金の合計額

### (3) 畜産経営対策

#### ① 越冬用粗飼料の確保

ア 秋期作の活用、農場副産物等の活用、指導連絡体制の強化  
イ 秋冬作飼料作物の作付拡大を要するは種経費及び国産粗飼料の広域流通に要する運送経費の助成

#### ② 家畜導入事業資金供給事業の特例

貸付期間の満了する牛を対象とする一年間の貸付け延長

#### ④ 被災農家の飯米確保

市町村長を通じた自主流通米の供給、生産者間の有償譲渡による飯米の確保、農協店舗を通じた組合員農家への安定供給

#### ⑤ 米の集荷・流通対策

① 被害の著しい地域において平成六年産米の集荷の確保のため、一次集荷業者が行う各種事業（被災農家支援等）に対する助成

② 規格外米の自主流通米・政府米としての買入れ

③ 他用途利用米の特例的作況調整

#### ⑥ 試験研究、技術指導の強化

① 異常気象灾害に関する試験研究の強化、冷夏の実態と水稻の生育障害機構を解明する緊急調査研究の実施

② 来年以降の稻作生産体制の強化を目的とする本年の作柄低下要因、近年の水稻生産力に関する緊急調査の実施

### 9 地方財政措置

冷害対策を実施する地方公共団体に対する特別交付税等による支

援

本的枠組みは現行によりつつ、生産者・実需者の双方の要請を踏まえ、改善することとする。

## 平成六年度以降の水田営農

### 活性化対策の推進について

#### 連立与党幹事会

平成六年度以降の水田営農活性化対策については、次により推進すべきものと考へる。

#### 1 在庫数量の確保及び転作等目標面積の緩和

本年産米の未曾有の不作の状況にかんがみ、食糧安保の観点、円滑な需給操作、水稻作の復帰の見込みも踏まえ、余裕のある米の在庫を保有するため、対策期間内に從来目標の一〇〇万トンを相当上回る在庫積増しの実現を図ることとし、これに見合った転作等目標面積の緩和を行うこととする。また、三年目の目標面積については、當農の安定を基本として考へていくこととする。

現下の需給事情にかんがみ、国民食糧の安定供給に的確に対応するため、適正な在庫（備蓄）数量及び備蓄のあり方について、國民的観点に立って、早急に検討することとする。

#### 2 面積配分

水稻作付意向調査の結果に配慮しつつ、地域や農業者の作付拡大の意向に沿った配分を行うこととする。

また、端境期の米の需給操作に資するための早場米の生産増加、米の集荷の状況、適地適産、意欲ある担い手の育成等にも配慮して配分を行うこととする。

#### 3 他用途利用米

他用途利用米については、国内産で自給することとし、当面、基

#### 4 関連対策

##### 水稻作付確保のため、復田事業の拡充を図ることとする。

また、来年度の作付用の種子確保に万全を期するとともに、水稻の安定生産を推進するための技術の確立・普及を図ることとする。

一九九三・一〇・一九

## 平成六年度以降の水田営農活性化

### 対策及び米の安定供給について

#### 農林水産省

水稻作と転作を組み合わせた生産性の高い水田営農の確立、制度別・用途別に均衡のとれた米の安定供給に重点を置き、本年度から平成七年度までの三年間の対策として水田営農活性化対策を推進しているところである。

このようなかで、平成五年産米の作柄は、予想を超える低温・寡照により全国的に未曾有の不作となつたことから、今後の米需給については、相当厳しいものにならざるを得ない状況にある。

このような状況を踏まえ、平成六年度以降の水田営農活性化対策及び米の安定供給については、下記によることとし、その着実な推進を行ふこととする。

図る。

記

1 在庫数量の確保

(1) 現下の米の需給事情にかんがみ、その安定供給に的確に対応し

るものとする。

(2) 在庫数量は、平成八米穀年度末において一三〇万トン程度とする。

また、適正な在庫（備蓄）数量及びそのあり方について、早急に検討する。

## 2 転作等目標面積の総和

(1) 水田営農活性化対策の基本的枠組みの下で、できる限り安定的

な転作営農の確保は配慮し、同対策の着実な推進を図るという基本的考え方に対し、中期に所要の在庫造成を行うため、平成六年度及び平成七年度における転作等目標面積を現行の六七万六千ヘクタールから七万六千ヘクタール緩和し、六万ヘクタールとす る。

のとする。

(1) 他用途利用米については、転作等目標面積の緩和の下での安定的な生産の確保と、加工用の実需への的確な対応を図るため、生産予定数量を四五万トンとするとともに、今後、生産者団体と実需者団体双方の意向を踏まえつつ、より安定的な生産・流通が図られるよう、その実行方法の改善について検討を進めるものとす

3 他用途利用米

なお、平成八年度以降の転作等目標面積についても、できる限り安定的な転作営農が確保されるよう配慮するものとする。

(2) 緩和面積の都道府県別配分については、地域や農業者の水稻の

作付拡大の意向に配慮することを基本とし、早場米の生産量の増加、集荷の状況、適地適作、担い手の育成等にも配慮して行うものとする。

4 関連対策

(2) 他用途利用米の生産予定数量については、地域の実情に十分配慮し、着実な生産量の確保が図られるよう、行政と生産者団体が協議・調整の上配分する。

関連対策

平成六年度及び七年度における水田営農活性化対策の円滑な推進を図るため、早急に次の事業を実施するとともに、稻作の技術及び生産態勢の総点検を行い、水稻の生産安定のための指導の強化に努めるものとする。

① 転作田における水稻作付復帰のための事業  
② 畦畔改良をはじめとする小規模土地基盤の整備  
③ 来年度作付用の水稻の種子の確保を図るための事業

平成七米穀年度及び平成八米穀年度の需給見直し

平成八年十月末在庫	平成八米穀年度		平成七米穀年度		平成六年十月未在庫
	需 要 量	供 給 計	需 要 量	供 給 計	
	平成七年十月末在庫	平成七年產米生產量	平成七年十月末在庫	平成六年產米生產量	
一三〇	九八六	一、一六	六六	九九二	一、〇五八
		一、〇五〇			〇

(注) 他用途利用米を除く。

平成六年度及び七年度水田営農活性化対策  
都道府県別転作等目標面積(内示)

(単位:ヘクタール)

	水田営農活性化対策 転作等基本目標面積	平成6年度及び7年度 転作等目標面積(内示)
全 国	676,000	600,000
北 海 道	100,290	92,990
青 森	21,550	20,700
岩 手	20,450	18,670
宮 城	17,990	16,060
秋 田	24,760	19,570
山 形	16,640	14,260
福 島	22,280	21,460
茨 城	24,610	22,590
栃 木	26,040	21,340
群 埼	9,500	7,760
埼 千	15,410	14,140
東 東	17,190	15,650
神 山	460	460
奈 喜	2,370	2,340
長 野	3,570	3,510
静 岡	17,740	16,100
	10,050	9,340
新潟	26,160	22,210
富山	12,100	8,110
石川	7,770	6,000
福 井	7,150	4,170
岐 阜	12,560	10,430
愛 知	15,240	13,880
三 重	11,790	9,540
滋賀	9,750	5,240
京 都	5,840	4,960
大 兵 庫	4,490	4,460
奈 良	20,200	18,030
和 歌 山	6,230	6,030
	4,230	4,190
鳥 島	6,820	5,720
島 岡	7,290	6,760
広 山	14,920	13,510
山 德	12,470	11,900
香 愛	10,300	9,710
高 知	6,720	5,930
	7,540	6,510
福 佐	7,560	6,900
長 岡	9,810	9,630
熊 岐	19,280	17,720
大 宮	10,240	6,710
鹿 児	6,070	5,580
	19,560	19,210
福 佐	10,120	9,610
長 熊	12,730	11,190
大 宮	14,560	14,120

(注) 各都道府県の実際の転作等目標面積については、各年度ごとに消費純増計画の認定、目標未達成による公平確保措置等に伴う補正を行うものとする。

平成六年産米都道府県別事前壳渡申込限度数量（内示）

(単位：玄米トン)

		合計	うるち米	もち米
全 国		7,380,000	7,116,000	264,000
北 海 道		727,380	688,900	38,480
青 森	森	300,420	299,200	1,220
岩 手	手	292,810	270,660	22,150
宮 城	城	383,870	367,770	16,100
秋 田	田	544,430	540,680	3,750
山 形	形	420,590	414,990	5,600
福 島	島	311,410	303,360	8,050
茨 城	城	228,690	222,590	6,100
栃 木	木	286,500	281,500	5,000
群 埼	馬	61,050	60,100	950
埼 千	玉	102,530	101,720	810
東 神	葉	204,610	201,310	3,300
奈 山	京	200	185	15
山 長	川	6,640	6,385	255
長 静	梨	11,740	11,670	70
静 岡	野	160,470	150,140	10,330
	岡	38,730	37,830	900
新潟	潟	568,120	547,620	20,500
富山	山	214,610	204,610	10,000
石川	川	130,770	125,770	5,000
福井	井	143,820	142,360	1,460
岐阜	阜	87,690	82,690	5,000
愛知	知	97,580	97,410	170
三重	重	113,070	112,610	460
滋賀	賀	168,380	166,480	1,900
京都	都	50,100	49,970	130
大阪	阪	7,220	7,220	0
兵庫	庫	137,650	135,750	1,900
奈良	良	25,020	24,930	90
和歌	山	12,670	12,670	0
鳥取	鳥	62,240	61,010	1,230
島根	島	88,050	83,550	4,500
岡山	岡	134,940	133,420	1,520
広島	島	112,770	109,320	3,450
山口	口	114,460	113,100	1,360
徳島	島	44,750	44,380	370
香川	島	68,940	67,940	1,000
愛媛	川	60,440	59,880	560
高知	媛	37,610	37,050	560
福岡	岡	199,710	189,710	10,000
佐賀	賀	154,750	102,790	51,960
長崎	崎	47,830	47,550	280
熊本	本	173,770	160,510	13,260
大分	分	102,580	100,020	2,560
宮崎	崎	73,760	73,360	400
鹿児	島	64,630	63,330	1,300

(注) 各都道府県の事前壳渡申込限度数量については、各年度ごとに消費純増計画の認定、目標未達成による公平確保措置等に伴う補正を行うものとする。

平成五年一〇月二五日  
食糧庁

3 平成六年産他用途利用米生産予定数量

(単位:玄米トン・ha)

	合計	作付予定面積	うるち米	もち米
全国	450,000	89,700	416,000	34,000
北海道	61,310	12,190	54,630	6,680
青森	19,970	3,470	19,720	250
岩手	17,430	3,400	15,220	2,210
宮城	18,500	3,640	17,410	1,090
秋田	25,110	4,370	24,110	1,000
山形	18,320	3,140	17,480	840
福島	18,640	3,640	17,450	1,190
茨城	16,120	3,430	15,560	560
栃木	14,970	3,210	14,520	450
群馬	3,660	810	3,550	110
埼玉	7,540	1,690	7,350	190
千葉	15,310	3,140	14,700	610
東京	0	0	0	0
神奈川	470	110	470	0
新潟	35,940	6,780	32,700	3,240
富山	11,010	2,160	9,010	2,000
石川	7,110	1,430	6,380	730
福井	6,900	1,380	6,580	320
山梨	1,110	230	1,110	0
長野	10,810	1,890	9,250	1,560
岐阜	5,470	1,240	4,820	650
静岡	3,460	740	3,320	140
愛知	6,830	1,470	6,800	30
三重	6,570	1,440	6,480	90
滋賀	6,280	1,270	6,280	0
京都	3,210	680	3,210	0
大阪	110	20	110	0
兵庫	11,680	2,600	11,380	300
奈良	1,790	390	1,790	0
和歌山	130	30	130	0
鳥取	2,960	610	2,790	170
島根	5,030	1,060	4,510	520
岡山	8,160	1,730	7,930	230
広島	7,090	1,460	6,560	530
山口	6,220	1,310	6,090	130
徳島	2,910	660	2,840	70
香川	3,980	840	3,870	110
愛媛	3,680	790	3,600	80
高知	1,610	390	1,570	40
福岡	13,430	2,750	12,260	1,170
佐賀	10,090	1,950	4,270	5,820
長崎	2,650	610	2,580	70
熊本	11,670	2,360	10,980	690
大分	5,680	1,200	5,680	0
宮崎	4,370	980	4,280	90
鹿児島	4,710	1,050	4,670	40

一九九三・一〇・五

一九九三・一〇・一三

## ロシア情勢について（談話）

日本社会党書記長

久保亘

一 今回モスクワ市内において、エリツィン大統領側と議会支持勢力との対立が、武力衝突、流血の事態にたち至つたことは、きわめて憂慮すべき事態であり残念である。わが党は事態の速やかな鎮静化と平和的民主的手段による国内秩序の回復を期待する。

一 ロシアの政治的安定は、ポスト冷戦の新しい世界秩序の形成に大きな影響を与えるものである。わが党は、エリツィン大統領のリーダーシップのもとで、ロシア国民の意思を正確に反映した議会によって政治と経済、社会の安定と、民主主義の進展が図られるようにな切に望むものである。

一 ロシアをはじめとする旧ソ連諸国の政治的混迷と対立は、これら諸国の経済的混乱と不振に起因するところが大きい。わが党は政府とも協力し、欧米諸国との協調行動を強め、旧ソ連諸国への経済協力をはじめ、ロシアの民主主義確立への努力を支援していく決意である。

## エリツィン大統領訪日

について（談話）

日本社会党書記長

久保亘

一 ロシアのエリツィン大統領の國賓としての公式訪問が、二度の延期を経て今回ようやく実現した。ロシアの国内情勢が困難であるこの時期に、日ロ両国の首脳が対ロシア支援を含めた二国間の問題や今後のロシアの改革の方向などについて率直に話し合えたことは、両国と両国関係の前進にとって大きな意義をもつものと考える。とりわけ大統領が、シベリア抑留者問題について謝罪の意を表明されたことは、長年両国間に存在していたわだかまりの解消に向かうものとして、わが党はこれを高く評価する。

一 本日、両国首脳により発表された「東京宣言」では、日ソ間のす

べての条約その他の国際的約束が、日ロ間で引き続き適用されることが確認された。これは両国間の対話の最近の経過から見て重要な前進であり、わが党は今後も政府を支え、首脳交流を含む両国間の信頼醸成を通じた北方領土問題の早期解決、日ロ平和条約締結のため、全力をあげて取り組みたい。

また、ロシアによる放射性廃棄物の海洋投棄問題については、わが党が従来より、日本とロシア両国政府への申し入れなどを通じて、積極的に取り組んできたところであり、今回「東京宣言」の中で両国による緊密な協議が確認されたことを全面的に支持するとともに、党としても、政府関係機関と協議の上、出来る限りの協力を行なつ

ていきたい。

一 さらに同時に発表された「経済宣言」では、両国関係全体の均衡をとりつつ拡大させるという原則のもとに、貿易・経済関係を将来にわたって発展させていくことが合意された。わが党はこれを積極的に評価するとともに、特に極東・環日本海沿岸地域における経済協力・交流の発展について、分権・自治の立場から今後とも強力な推進が図られるよう要望しておきたい。

一 ロシアにおける民主主義の定着と政治経済の安定は、今日の世界平和にとって欠くべからざる前提条件である。わが党は、先のモスクワにおける流血の事態が二度と繰り返されることのないよう強く求めるとともに、今回の両国政府の対話の成果を踏まえて、ロシアのさらなる民主的改革支援のため、政府とも協力して主導的な役割を担っていく決意である。

### 以上

一 プルトニウムの利用構想は基本的に見直し、大型再処理施設（青森）と大型高速増殖炉（「実証炉」）との計画は中止するとともに、「もんじゅ」の運転開始も見あわせ、再検討すること。

### 記

一 原発の新增設は中止するとともに、自家発電の規制緩和を大胆に進め、コジェネレーションを推進すること。ソーラー、風力、高温岩体発電等の更新性エネルギーの開発利用を促進すること。

一 中性子脆化が進んだり、重大な問題が起きている原発については、十分な再点検、再検討を実施し、大事故を防止するために必要なものから休・廃止に移行すること。

一 放射性廃棄物は、海洋投棄であれ、地中投棄であれ、人の管理を離れた処分は率先して禁止し、世界の諸国にも禁止を働きかけること。発生者責任のもと、漏れ出すことのないよう自治体・住民・専門家の監視参加を保障して、各敷地内の建物に厳重に管理保管する体制を確立し、世界の模範になること。

一九九三・一〇・二五

## 原子力の日に際しての申入れ

ロシアの放射性廃棄物の無謀な海洋投棄は、ロシアのみならず、途上諸国、新興諸国はもとより、わが国の原子力政策の見直しを強く迫っています。原子力船「むつ」が示しているように、猪突猛進は決してよいことではありません。しかもプルトニウム利用の推進は、「むつ」に比べて桁違いの浪費になるばかりでなく、桁違いの危険をもた

らすことが目に見えております。したがって、改めて次のことを申し入れます。

以上、真摯な実施を申し入れる。

一九九三年一〇月一五日

日本社会党原発対策全国連絡協議会  
会長 吉村 清

科学技術庁長官

江田五月殿

一九九三・一一・一(広島)

## 当面の政局対応と社会党の態度

日本社会党委員長

村山富市

からは社会党の存在が見えなくなるのではないか、などのご心配をいただいています。

今後さらに、社会党の主張を鮮明に打ち出すことで、細川内閣のもう魅力、すなわち多様な価値観を包摂する連立政治の魅力を国民の皆さんにわかりやすく示していきたいと考えます。

このような基本姿勢に立って、当面する政局対応について次のようない態度で臨みたいと考えます。

一 政治改革関連法案の成立に向けて

政治改革は、腐敗防止に関する法律改正案と選挙制度を小選挙区比例代表並立制にするなど四つの法案について、政府提出法案と自民党提出法案の併行審議がほぼ論点を煮詰めたと考えます。

なお公聴会での意見聴取は残されていますが、与野党でさらに話し合って合意ができるものについては合意し、合意できないものについては、政府案をベストとして提案しているものであり、委員会の審議が尽くされた上で、議会運営のルール通りの結論を出すのは当然のことです。なんとしても今国会で成立させなければなりません。

### 二 不況対策に対する積極施策について

足踏み状況を続ける景気動向は、消費の落ち込みをはじめ未だ回復はみえていません。さらに自動車、電機・機械部門を中心とした雇用情勢も厳しくなっています。

社会党は、景気対策として、すでに大幅な所得税減税を行なうよう政策提起をしたところであります。年内に戻し税方式の減税を緊急措置し、新年度に税体系の見直しに伴なう大幅な減税を行なうよう政策幹事会の場を通じ、実現に向けて努力しています。

雇用問題は、当地の有力企業であるマツダが従業員の約一割にあ

臨時国会は、衆議院段階のヤマ場にさしかかりました。細川内閣が命運をかけてその成立をめざしている政治改革関連法案をはじめ、国民が注目し、期待する国政の諸案件解決に向けて全力をあげるときであります。

とくに連立各派は、連立政権樹立に関する合意事項にもとづき、各党代表者会議や政策幹事会等での合意形成をはかりながら日々の国会運営を含め、細川内閣を支えてまいりましたが、なお一層の努力が求められています。

こうした中で、社会党は、連立政権を支える与党第一の責任と党の再生を図るという二つの課題に取り組んでいますが、国民の皆さん

たる三千人を三年間で削減する合理化計画をたてるなど憂慮すべき事態にあります。関連企業への影響を考えるとその厳しさは一層大きくなると思われます。とくに来年三月には新卒者の採用問題も含め、雇用情勢の厳しさを増しますから、雇用対策に万全を期すことが重要です。政府は今年度予算で七百五十億円の雇用調整助成金をもって対応しておりますが、業種指定基準の弾力化や申請手続きの簡素化などを行ない来年度予算編成に当たってもこの制度の拡充をはかれるよう全力をあげます。

### 三 ゼネコン汚職の徹底解明

宮城県、茨城県など自治体レベルのゼネコン汚職の摘発が進んでいますが、この際、徹底的にウミを出すことが必要で、検察当局の厳正な対応を見守りたいと思います。社会党は二日、「不正献金・ゼネコン汚職等対策プロジェクト」を二班に編成して、鹿島、清水、大成、間など大手ゼネコン本社等に対する調査活動を行ないます。これらの調査結果をふまえ、証人喚問も含め、国会でも汚職の事態を解明し、行政の姿勢を正し、政治改革の一環として腐敗防止に強い決意で取り組み、国民の期待に応えます。

### 四 自衛隊法の改正について

在外邦人救出に関する自衛隊法の改正問題について、本日の連立与党代表者会議に社会党の案を提示し、合意が得られれば、政府案として国会に提出することになります。

その内容は、航空機の機種は「政府専用機を原則とする」ことを明文化し、法律の条文になじまないものについては、閣議決定で明らかにするようにします。在外邦人に関する情報などの危機管理体制を強化すること、派遣先の空港および飛行経路の安全が確保されること、専用機内の不測の事態に対応するために同乗する警務官が

携帯する武器は拳銃に限定すること、などになると思います。

### 五 戦後五十年の節目までに軍縮日本の方向性を示す

戦後五十年の節目となる一九九五年が間近に迫ってきました。日本が国際社会で世界の人びとから尊敬され、信頼されるためには、なによりも戦争責任を明確にした過去の反省と謝罪、未来に向かって過ちを繰り返さないことを内外に宣言する国会決議を実現しなければなりません。

戦後五十年は被爆五十周年です。この長い歳月のなかで、原爆被爆者は高齢化し、孤独と病困に苦しんでいます。もう待てないと悲痛な訴えを重く受け止めています。すでに参議院では被爆者援護法を二回も可決しているのですから連立与党間で協議を行ない、ぜひ細川内閣で成立させたいと考えています。その基本は、国家保障の措置を講じること、弔意の制度（特別給付金制度）、年金制度の確立の三点です。予算は八百億円から一千億円程度で可能ですから、ぜひひとも制定したいと考えます。

また、平和国家日本の平和と軍縮への責任と役割を示すことは細川内閣の大切な政治姿勢であります。社会党はこのため、来年度予算では A W A C S （空中警戒管制機）二機の調達削減や地対空誘導弾パトリオットの P A C 二機への改修費など防衛関係予算の削減を来年度予算から実現するよう連立与党間協議に提案します。軍縮への象徴的な施策で平和の配当を全国民、世界にアピールしていくます。

以上

一九九三・一一・一

一九九三・一一・二

## 租税特別措置の九十四年度

### 制度改正についての基本方針

連立与党政策幹事会

## 地方税における非課税等 特別措置の九十四年度制度

### 改正についての基本方針

連立与党政策幹事会

- 1 準備金・特別償却等の租税特別措置は、特定の政策目的を実現するための有効な政策手段の一つであるが、一方、公平・中立といった税制の基本原則の例外措置として講じられていることを認識し、本年三月に衆参両院で採択された附帯決議を踏まえて今後とも徹底した整理合理化を進めるべきである。
- 2 来年度の税制改正に当たっては、その政策目的及び効果を精査し、過去の経緯にとらわれず原点に立ちかえり、より厳しい態度で臨むべきである。
- 3 社会経済構造の変化に対応し得ることを目的に新設・拡充を行う場合にも、税制としての整合性等を第一義におき、スクラップ・アンド・ビルトの原則・方針を堅持すべきである。

- 1 非課税等特別措置は、特定の政策目的を実現するための有効な政策手段の一つであるが、一方、公平・中立といった税制の基本原則の例外措置として講じられていることを認識し、本年三月に衆参両院で採択された附帯決議を踏まえて今後とも徹底した整理合理化を進めるべきである。
- 2 来年度の税制改正に当たっては、その政策目的及び効果を精査し、過去の経緯にとらわれず原点に立ちかえりより厳しい態度で臨むべきである。
- 3 社会経済構造の変化に対応し得ることを目的に新設・拡充を行う場合にも、税制としての整合性等を第一義におき、スクラップ・アンド・ビルトの原則・方針を堅持すべきである。



# □ 政策の焦点

## 規制緩和推進の課題

山代武臣

### なぜ規制緩和が必要か

なぜ規制緩和が必要か。平岩委員会の中間報告は「公的規制は、これまで産業の発展と国民生活の安定にそれなりの寄与をしてきた。しかし、いまでは、かえって経済社会の硬直性を強め、今後の経済社会構造の変革を妨げている面が強まっている。したがって、これら公的規制は従来の経緯にとらわれず、廃止を含め抜本的に見直されるべきである。」抜

### 脚光を浴びる規制緩和

そこで、規制緩和を考える際の前提となる基礎的な点を整理してみます。

一月八日、細川首相の私的諮問機関「經濟改革研究会」（平岩委員会）が中間報告を発表し、五〇〇項目に及ぶ規制緩和の検討対象を示しました。

臨時行政改革推進審議会の最終答申（一〇月二七日）にも、国民負担の軽減や規制緩和、行政機構の見直しを打ち出しています。

細川連立政権は、当面の景気回復への効果

と経済・社会構造転換の中長期プロセスとして、緊急経済対策の中に規制緩和九四品目を盛り込んでいます。

細川連立政権ができるからには、一段と規制緩和という言葉が脚光を浴び、いわば、細川政権のキャッチフレーズとなっています。

### 公的規制の対象

公的規制は、産業の効率化や消費者保護を目的として、参入、価格、サービスの質、投資、財務などの経済的規制と、国民の健康、衛生、安全の維持や自然環境の保護を目的とする社会的規制にわけられます。

更に経済的規制は公益事業（電気、ガスなど）、通信（電話、郵便、放送など）、運輸、金融（銀行、証券、保険）、建設、不動産、農業、流通、一部の製造業を対象にし、規制

全体の六割を占めています。残り四割が社会的規制になっています。

勿論、構造改革の端緒が、わが国の一千億ドルの貿易黒字とアメリカの貿易、財政赤字という貿易不均衡からきた外圧であることも事実です。

## 規制緩和と新保守主義

規制緩和が、政府の基本的な政策手段として打ち出されたのは、八〇年代初頭です。レーガン、サッチャー、中曾根各政権など、いわゆる新保守主義と呼ばれる政治潮流は、減税、政府規模の縮少・小さな政府、福祉の見直し・自助努力、規制緩和等を主張してきました。

新保守主義の特徴は、政府規模の縮少、規制緩和、自助努力に集約されています。それは、戦後の東西冷戦構造の中で、旧ソ連と対決し軍備拡大競争を行う自由主義陣営の中心・アメリカが、経済不況と貿易赤字、財政赤字に突きあつたという、資本主義経済発展の一定の段階、ととらえることができます。老いたる資本主義の母国イギリス、東西冷戦下で財政赤字を拡大させながら軍備を拡大するアメリカ、「日本列島を不沈空母に」と同調する日本、いずれの国も経済・財政的な困難に陥っており、現実的解決策として規制緩和を行い、民間企業の経済的活性化に期待したものでした。

## 規制緩和のもたらしたもの

その結果、アメリカでは政策の意図は十分達成されないまま、社会的格差が拡大し、福

祉がカットされ、社会問題化しました。

現在、政策を転換し、医療保険法の改正をクリントン政権（ヒラリー夫人）の最重要政策としていることはご承知通りです。

日本では、中曾根首相（当時）の有名な「民活路線」で、旧国鉄など国公有地を、用途地域を見直し、容積規制を緩和するなど土地規制を緩和して民間に払下げました。株式証券と相俟つて土地そのものが投機の対象となり、一握りの法人によって、「土地転がし」が行われ、土地価格は暴騰しました。

（図一）また、わが国は所得格差は比較的小さいといわれていますが、資産の格差は膨大なものとなっています。（図二）

「前川レポート」は、実行されなかった、という点でよく問題にされますが、土地については、予期した以上に立派に「成果」を納めています。

このよう、新保守主義の政策としての規制緩和のたどった経過を評価し、反省することだが、今後の規制緩和を進める際に必要なことだと思います。

今後は、マクロ経済政策などを中心として「中長期の経済改革理念と施策」を提言する最終報告に焦点が移ることになっています。中曾根首相の諮問機関「国際協調のための経済構造調整研究会」が「前川レポート」を提出してからすでに八年が経過しました。この八年間の十分な総括が出来たでしょうか。

経済社会構造の改革や規制緩和が、専ら米国からの外圧対策や、一三兆円にものぼるといわれる厖大な土地という「不良」債権を抱えこんだ金融機関などの業界の要請で、しかも、新しい経済社会システムの理念が曖昧な

守主義は、経済上の諸問題を、福祉の切り立てと戦争の危機をあり、労働組合や市民の運動を抑圧することによって解決しようとする。」（「新宣言」）と批判しています。

この上で、どのような政策判断の基準をつくり、新政権の規制緩和を推進していくかが私たちの課題です。

## 規制緩和に理念を

まま実施されることがあってはならないと思  
います。

### 消費者、環境、共生

平岩委員会の最終報告に期待しますが、少  
なくとも、景気の局面にあまり左右されるこ  
となく、以下の点は新しい経済社会システム  
の理念の骨格にしていくべきです。

- ①消費者中心・生活者中心の経済社会への  
転換は一步も後退しない覚悟で進めること。  
現行の消費者保護基本法は、消費者は「まも  
られる」対象ですが、社会的規制が「必要最  
小限度」になるのですから、消費者の自己責  
任は伴うが、「権利」を明記した抜本的な改正  
が必要であること。

- ②環境保護基本法が成立しましたが、経済  
発展・開発の名で環境保全に支障をきたすこ  
とのないよう十分注意すること。持続可能な  
開発を具体的に進めるうこと。

- ③日米関係を重視することは当然ですが、  
アジアの中の日本であることを強く意識して  
もらいたいこと。先進国間と同じ条件で開発  
途上国、中進国に自由貿易・競争を強制して  
はならず、経済的発展段階に応じて経済関係  
と協力・共生関係を築くこと。

これらを踏まえて、規制緩和やその他の政  
策を行っていくべきだと思っています。

新しい国際社会のあり方、わが国のあり方

の理念を打ち出しているのは、政治家のなかで  
は新生党の小沢さんだと思っています。が、  
その小沢さんの「日本改造計画」にしても、  
自由貿易、規制緩和、自己責任の考え方には、  
先進国中心の新保守主義潮流の中に留まつて  
いるようです。

規制緩和一つとっても、ここは、私たち社  
会党が、世界の社会民主主義の経験と、社会  
党の先輩たちの志を受け継ぎ、政権担当能力  
を持つ大きな政治勢力の中核となつて頑張る  
チャンス、のようです。

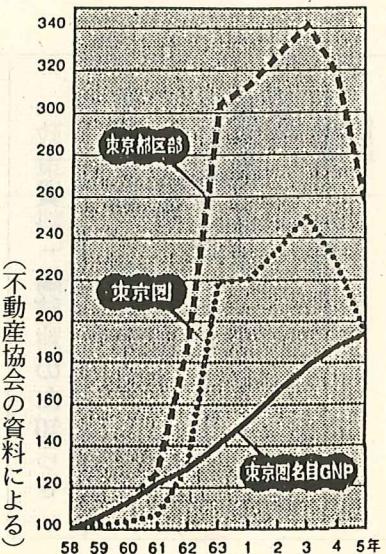
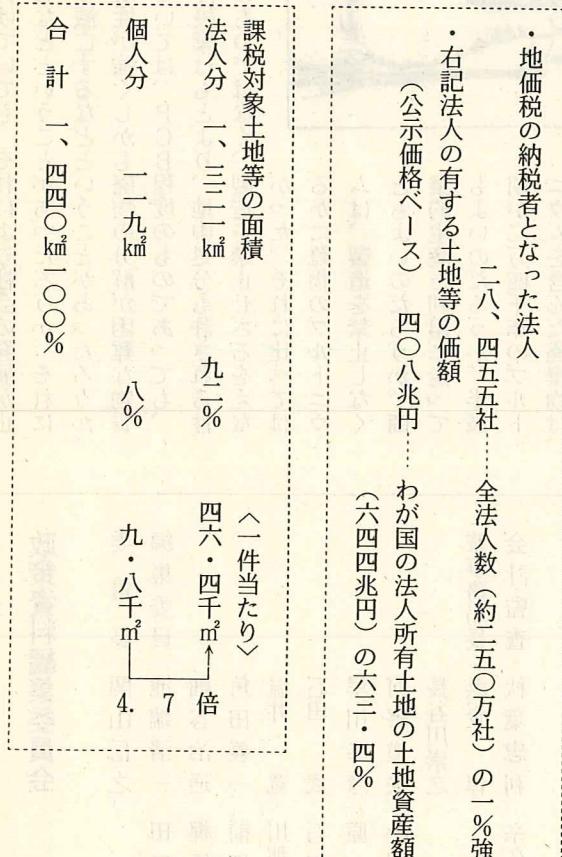


図 II



エネルギー政策を検討するのには、次のような問題を様々な分野の専門家を交えて論議することも無意味ではないよう思われる。

もし人類が一部の岩石に含まれるウランを発見しなかったら、あるいは核分裂エネルギーを発見しなかったら、人類は核兵器の悲劇と脅威にさらされることはなかたはずであるが、他方で人類はエネルギー不足に陥って、生存の危機に、あるいは社会の発展の停止に立ち至ることになつていただろうか。

あるいはもし地球上にウランが存在しなかつたら、人類は存在しえないのであらうか。人類は昨日までは存在したが、明日からの存在は不可能になるのであるうか。

人類の誕生と発展は、そんな偶然によって、はじめて可能になつたのであるうか。

もう一步すすめてみよう。もし原子炉でウランから人工的に作られるプルトニウムが見されなかつたら、人類は滅亡したのであるうか。プルトニウムが利用されなければ人類に未来はないのであるうか。

人間は、それぞれの与えられた条件のもとで、可能な素材から、衣・食・住を始めとす



より減じ「するなど」ということがあつたろうか。

毒性が強くしかも廃物の分解が困難な物質については、P.C.B程度のものであつても、海洋投棄はもとより、地中処分も許される性質のものではなく、製造を禁止せざるをえたかった。それに比べてはるかに難物のプルトニウムは、製造を禁止しなくともよいのだろうか。商業的生産と利用に走つてもよいのだろうか。半減期が二万四千年のプルトニウムを含んだ廃棄物は、地中処分が許されてよいのだろうか。

放射性廃棄物の海洋投棄は低レベルであつても論外であるが、地中投棄ならよいのだろうか。人の管理の手を離れてしまつてよいのだろうか。地中処分の何年か後に環境水等の汚染が発見されてからでは何ができるか。すでにできてしまつたものについては、発生者責任において敷地の建物内で管理保管する（住民や専門家の監視も加える）以外に術はないのではないだろうか。

(N.H.)

## 政策資料編集委員会

委員長 関山信之  
編集委員 池端清一 田口健二  
細谷治通 梶原敬義  
角田義一 前畑幸子  
温井 寛 川那辺 博  
石田 武 石田好数  
早川幸彦 原 野人  
河野道夫 小川正浩

兼任事務局長 浜谷 悅  
会計監査 秋葉忠利 糸久八重子  
河野道夫 小川正浩

### 「政策資料」購読料のお知らせ

定価	一部	三〇〇円
送料		五一円
年間購読料	四二〇〇円(前納)	
郵便振替	東京8-80821	
又は		
大和銀行	衆議院支店	
普通	203888	
日本社会党政策審議会		



# **POLICY AND LEGISLATION**

## **SEISAKU SIRYŌ**

December 1993

No. 327

### <Foreword>

TAGUCHI Kenji

Vice-Chairman of the Policy-making Board

### <FEATURES>

List of SDPJ's proposals on the 94 fiscal year draft budget

### <DOCUMENTS>

- Basic position on legislating the home nursing leave system
- Relief measures on poor harvest from cold weather  
(Leaders' Committee of the ruling parties)
- Mid-term measures to support rice growers  
(Leaders' Committee of the ruling parties)
- General Secretary's statement on President Yeltsin's visit
- SDP's position on pending political issues  
(Chairman of the Party)

### <POLICY FOCUS>

- I. How to promote deregulation

### 政策資料 12月号

編集人 政策資料編集委員会

発行人 関山信之

発行 日本社会党政策審議会

〒100 東京都千代田区永田町2-2-1

衆議院第一議員会館

電話 03(3581) 5111 内線3880~4

FAX 03(3502) 5857

定価300円 (送料51円)

### PUBLISHED BY POLICY BOARD THE SOCIAL DEMOCRATIC PARTY OF JAPAN

First Members Office Bldg., the House of Representatives

2-1, Nagata-cho. 2-chome. Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

Phone(03)3581-5111 Ext.3880~4 Fax(03)3502-5857